

佐倉市地域防災計画

資料編

令和 4 年度修正

佐倉市防災会議

資料編 目次

- 1 条例、要綱等
- 2 協定
- 3 関係機関
- 4 報告要領等
- 5 情報通信
- 6 指定緊急避難場所・指定避難所・その他防災拠点等
- 7 消防関係
- 8 災害派遣・輸送
- 9 医療関係
- 10 災害救助・被災者支援
- 11 水防関係
- 12 土砂災害危険箇所等
- 13 激甚災害指定基準等
- 14 自主防災組織関係
- 15 その他

資料編

1

条例、要綱等

1 条例、要綱等

1－1	佐倉市防災会議条例	資-1-2
1－2	佐倉市防災会議の構成	資-1-5
1－3	佐倉市防災会議運営要綱等	資-1-7
1－4	佐倉市災害対策本部条例	資-1-10
1－5	災害対策に関する条例、規則、要綱等一覧	資-1-11

1-1 佐倉市防災会議条例

昭和37年10月5日条例第21号

改正 昭和40年 7月 1日条例第18号
昭和47年12月28日条例第43号
昭和49年 6月20日条例第34号
平成 4年 6月30日条例第21号
平成12年 3月28日条例第12号
平成15年 9月30日条例第34号
平成19年 3月16日条例第 2号
平成24年 6月29日条例第26号
平成24年 9月25日条例第34号
平成25年10月 1日横書き施行
平成25年12月24日条例第44号
平成30年 3月26日条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、佐倉市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐倉市地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて地域の防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとし、その定数は、37人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 千葉県の職員

- (4) 千葉県警察官
- (5) 医師、歯科医師及び薬剤師
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員
- (7) 副市長及び市の職員
- (8) 教育長
- (9) 上下水道事業管理者
- (10) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び佐倉市消防団長
- (11) 災害対策に関する知識又は経験を有する者

6 前項第5号、第6号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年7月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年6月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 一部改正法附則第 3 条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この条例による改正後の次に掲げる規定は適用せず、改正前の次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。
（1）～（4） （略）
（5） 佐倉市防災会議条例第 3 条第 5 項第 6 号
附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 26 号）
（施行期日）
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この条例の施行の日以後において改正後の佐倉市防災会議条例第 3 条第 5 項第 10 号に該当する者のうちから市長に委嘱された最初の委員の任期については、同条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。
附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 44 号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 5 号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

1-2 佐倉市防災会議の構成

名称	機関名	役職
会長	佐倉市	市長
第一号委員	農林水産省関東農政局千葉県拠点	地方参事官
第二号委員	陸上自衛隊	第1空挺団第2普通科 大隊第4中隊長
第三号委員	千葉県印旛地域振興事務所	所長
	千葉県印旛土木事務所	所長
	千葉県印旛健康福祉センター	センター長
	千葉県印旛農業事務所	所長
第四号委員	千葉県佐倉警察署	署長
第五号委員 (任期2年)	印旛市郡医師会佐倉地区 医師	
	印旛郡市歯科医師会 佐倉地区 歯科医師	
	佐倉市薬剤師会 薬剤師	
第六号委員 (任期2年)	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社佐倉駅	
	京成電鉄株式会社京成佐倉駅	
	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	
	東京ガス株式会社千葉支社	
	角栄ガス株式会社千葉サービスセンター	
	印旛沼土地改良区	
第七号委員	佐倉市	副市長
	佐倉市企画政策部	
	佐倉市総務部	
	佐倉市財政部	
	佐倉市市民部	
	佐倉市福祉部	
	佐倉市こども支援部	
	佐倉市健康推進部	

第七号委員	佐倉市産業振興部	
	佐倉市環境部	
	佐倉市土木部	
	佐倉市都市部	
	佐倉市資産経営部	
第八号委員	佐倉市	教育長
第九号委員	佐倉市	上下水道事業管理者
第十号委員	佐倉市八街市酒々井町消防組合	消防長
	佐倉市消防団	団長
第十一号 委員 (任期2年)	社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会	
	佐倉市民生委員・児童委員協議会	
	佐倉市男女平等参画審議会	
	人権擁護委員	

1-3 佐倉市防災会議運営要綱等

佐倉市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市防災会議条例（昭和37年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、佐倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議の必要があると認めるとき又は委員から要求のあったときは、会議を招集するものとする。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときにその職務を代理する者としてあらかじめ指名する委員は、副市長の職にある委員とする。

2 会長及び副市長の職にある委員に事故があるときは、次の各号に掲げる順位の区分に応じ、該当各号に定める委員が会長の職務を代理する。

(1) 第1順位 企画政策部長の職にある委員

(2) 第2順位 総務部長の職にある委員

(権限の委任)

第4条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、当該委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議を非公開とする決定)

第5条 会議の全部又は一部が佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）第20条各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、原則として会議開催日の1週間前までに、会長が決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により非公開とする旨を決定したときは、その理由を明らかにし、会議に報告しなければならない。

(専決処分)

第6条 会長は、災害が発生した場合で、やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進することについて専決処分をすることができる。

- 2 会長は、前項に定めるもののほか、防災会議の権限に属する事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。
- (1) 関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (2) 佐倉市地域防災計画に記載した市の組織及び所掌事務に関する修正を行うこと。
 - (3) 佐倉市地域防災計画に記載した名称、住所、電話番号、資料等の軽易な修正を行うこと。
 - (4) その他会議によりあらかじめ決定した事項に関すること。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議で報告し、又は文書により委員に報告しなければならない。

(異動の報告)

第7条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の終了後、速やかに議事録要旨を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、危機管理課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日決裁23佐総第1836号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日決裁28佐危第705号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日決裁佐行第931号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

佐倉市防災会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なお、これに従わない時は、退場していただく場合があります。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行する。

1-4 佐倉市災害対策本部条例

平成18年3月23日条例第5号

改正 平成24年9月25日条例第35号

平成25年10月1日横書き施行

佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、佐倉市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括する。

2 災害対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、災害対策本部の事務を整理する。

3 災害対策本部の本部員その他の職員（以下「本部員等」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（会議）

第3条 本部長は、災害対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、災害対策本部の会議を招集する。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員等は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置き、副本部長又は本部員等のうちから本部長が指名する。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 災害対策に関する条例、規則、要綱等一覧

番号	条例、規則、要綱等
1	佐倉市災害対策条例
2	佐倉市災害対策条例施行規則
3	佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則
4	佐倉市災害見舞金支給規則
5	佐倉市災害共済条例
6	佐倉市災害共済条例施行規則
7	佐倉市災害被災者賃貸住宅助成要綱
8	佐倉市耐震改修促進計画
9	佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱
10	佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進補助金交付要綱
11	急傾斜地崩壊危険区域の取扱いに関する要綱
12	佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金交付要綱
13	雨水貯留浸透施設設置工事補助金交付要綱
14	佐倉市かさ上げ工事等補助金交付要綱
15	印旛利根川水防事務組合理約
16	佐倉市自主防災組織活動助成要綱
17	佐倉市自主防災組織結成団体に対する防災用資機材貸与要綱
18	佐倉市防災行政無線局管理運用規程
19	佐倉市地域防災集会施設の設置及び管理に関する条例
20	佐倉市地域防災集会施設の管理及び運営に関する規則
21	佐倉市災害共済基金の設置、管理及び処分に関する条例
22	佐倉市防災会議条例

23	佐倉市災害対策本部条例
24	佐倉市災害対策本部条例施行規則
25	佐倉市防災関係課長会議設置要綱
26	佐倉市マンション耐震診断補助金交付要綱
27	佐倉市被災宅地危険度判定実施要綱
28	佐倉市止水板等設置等工事補助金交付要綱
29	佐倉市被災者生活再建支援金交付要綱
30	令和元年台風第15号等による佐倉市災害復興住宅資金利子補給補助金交付要綱
31	佐倉市防災行政無線個別受信機貸与要綱
32	佐倉市水防班の配備体制、組織及び運営に関する要綱
33	佐倉市消防団の水防活動時の配備体制及び運営に関する要綱

資料編

2

協定

2 協定

2－1 災害時応援協定一覧

資-2-2

2-1 災害時応援協定一覧

(令和4年3月30日現在)

	協 定 名	締 結 先	締 結 日
1	緊急応援給水に関する協定	八千代市水道事業管理者	昭和63年7月1日
2	千葉県防災行政無線局の設置等に関する協定	千葉県	平成3年11月2日
3	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下市町村及び一部事務組合	平成4年4月1日
4	千葉県水道災害相互応援協定	4 2 水道事業者、芝山町、 6 水道用水供給事業者、 1 簡易水道事業者及び千葉県	平成7年11月2日
5	千葉県総合防災情報システム端末装置の設置等に関する協定	千葉県	平成7年11月30日
6	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県下全市町村	平成8年2月23日
7	災害時の医療救護活動に関する協定 災害時の医療救護に係る費用弁償に関する覚書	印旛市郡医師会	平成8年3月26日
8	災害時（休日・夜間）における技術者派遣に関する協定	スイス通信システム株式会社	平成8年6月11日
9	災害時における医薬品等の供給に関する協定	佐倉市薬剤師会	平成8年7月22日
10	災害時の歯科医療活動に関する協定 災害時の歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書	印旛郡市歯科医師会	平成8年7月22日 (平成9年7月10日)
11	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定	佐倉商工会議所	平成8年12月3日
12	千葉県震度情報ネットワーク装置の設置等に関する協定	千葉県	平成9年1月10日
13	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成9年4月2日
14	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	全市町村及び18 清掃・衛生組合	平成9年7月31日
15	災害時における佐倉市内郵便局、佐倉市及び株式会社東関東ケーブルテレビ二九六の協力に関する覚書	佐倉市内郵便局、 株式会社広域高速ネット二九六	平成10年3月17日
16	大規模停電時における佐倉市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉支店成田支社	平成12年3月13日
17	大規模停波時における佐倉市防災行政無線の利用に関する協定	株式会社広域高速ネット二九六	平成12年5月18日
18	大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における佐倉市防災行政無線の利用に関する協定	東京ガス株式会社、 角栄ガス株式会社	平成13年10月18日
19	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	千葉市、市川市、船橋市、成田市、 佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、 印旛郡酒々井町、富里市、 香取広域市町村圏事務組合、 佐倉市八街市酒々井町消防組合、 潮来市、鹿行広域事務組合	平成18年8月24日
20	災害時における支援協力に関する協定	全日本冠婚葬祭互助協会	平成19年1月11日
21	災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平成19年1月11日
22	災害時における支援協力に関する協定	全国霊柩自動車協会	平成19年2月20日
23	災害時における緊急輸送等の支援協力に関する協定	千葉県トラック協会印旛支部	平成19年3月19日

	協 定 名	締 結 先	締 結 日
24	緊急情報の放送に関する協定	株式会社広域高速ネット二九六	平成19年3月22日
25	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	千葉県エルピーガス協会印旛支部	平成19年3月27日
26	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	佐倉石油商業組合	平成19年3月27日
27	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成20年4月30日
28	災害時における避難所等の施設利用に関する協定	市内県立高等学校	平成22年4月1日
29	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年5月17日
30	災害時緊急応援に関する協定	第一環境株式会社千葉支店	平成23年9月7日
31	災害時等における物資供給等協力に関する協定	株式会社東京めいらく	平成24年2月3日
32	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	千葉土建一般労働組合佐倉支部	平成24年2月8日
33	災害時等における物資供給等協力に関する協定	石井食品株式会社	平成24年2月10日
34	災害時等における飲料水の供給協力に関する協定	一宮運輸株式会社	平成24年4月1日
35	臨時災害FM放送に関する協定	株式会社広域高速ネット二九六	平成24年5月1日
36	災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定	千葉県建築士会佐倉支部、 千葉県建築士事務所協会	平成24年6月1日
37	災害時等における物資供給等協力に関する協定	レンゴー株式会社	平成24年8月3日
38	災害時等における物資供給等協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年8月22日
39	災害時における避難輸送協力に関する協定	ちばグリーンバス株式会社	平成24年11月19日
40	災害時における避難輸送協力に関する協定	なの花交通バス株式会社	平成24年11月19日
41	災害時におけるボランティア活動に関する協定	佐倉市社会福祉協議会	平成24年11月21日
42	福祉避難所の設置運営に関する協定	佐倉市内に施設を有する社会福祉法人	平成25年2月6日
43	災害時等における放送協力に関する協定	株式会社ベイエフエム	平成25年4月1日
44	災害時における相互応援に関する協定	全国市町村あやめサミット連絡協議会構成自治体	平成25年5月17日
45	災害時等における物資供給等協力に関する協定	千葉みらい農業協同組合	平成25年5月27日
46	災害時等における助産師による支援活動協力に関する協定	千葉県助産師会	平成25年10月15日
47	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社千葉支店	平成26年3月12日
48	災害時等における応急対策の活動協力に関する協定	佐倉市建設業防災協会	平成26年8月21日
49	災害時における応急対策の活動協力に関する協議書	佐倉商工会議所	平成26年8月21日
50	災害時における避難輸送協力等に関する協定	京成タクシー佐倉株式会社	平成27年1月27日
51	災害時における避難輸送協力等に関する協定	志津タクシー有限会社	平成27年1月27日
52	災害時等における協力に関する協定	佐倉市管工事協同組合	平成27年4月1日

	協 定 名	締 結 先	締 結 日
53	災害時等における施設の一時利用に関する協定	山万ウィシュトンホテル株式会社	平成27年7月24日
54	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社	平成27年10月19日
55	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	日本福祉用具供給協会	平成27年12月25日
56	災害時の物資供給に関する協定	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	平成28年1月28日
57	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成28年2月3日
58	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県	平成28年3月25日
59	避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア株式会社	平成28年4月13日
60	災害時等における助産を必要とする者の受入れ協定	医療法人社団陽政会長岡産婦人科 クリニック	平成28年4月26日 (平成29年4月26日)
61	地域貢献協定	イオンリテール株式会社、 イオンタウン株式会社	平成28年6月6日
62	災害時における食料の供給に関する協定	マルコメ株式会社	平成28年7月6日
63	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人千葉県獣医師会印旛 地域獣医師会	平成29年2月28日
64	電力供給停止時における浄水場等自家発電設備用燃料の確保に関する協定	有限会社夏海石油	平成29年3月28日
65	災害時における専門的医療を必要とする妊産婦・乳幼児の受入れ協定	東邦大学医療センター佐倉病院	平成29年3月30日
66	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成29年3月30日
67	災害時における応急措置等の協力に関する協定	千葉市下水管路維持協同組合	平成29年6月1日
68	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合印旛 支部	平成29年7月4日
69	災害時における防災備蓄物資の提供に関する協定	N E X U S 株式会社	平成29年7月4日
70	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定	ひたちなか市(茨城県)	平成30年7月24日
71	災害時における食事の提供に関する協定	市内小・中学校給食業務受託業者 (5社)	平成31年2月18日
72	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年6月14日
73	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	東豊土木工業株式会社	令和元年12月26日
74	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	インバ建設株式会社	令和2年1月24日
75	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	株式会社島田	令和2年1月24日
76	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	創政建設株式会社	令和2年1月24日
77	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	山清建設株式会社	令和2年1月24日
78	災害時における応急対策等の活動協力に関する協定	有村建設株式会社	令和2年2月5日
79	災害時等における施設の一時利用に関する協定	大学共同利用機関法人 人間文化研究 機構 国立歴史民俗博物館	令和2年3月25日
80	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和2年3月26日

	協 定 名	締 結 先	締 結 日
81	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	令和2年5月1日
82	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	令和2年7月1日
83	災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定	むつみ産業株式会社	令和2年8月18日
84	災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業株式会社 千葉三菱自動車販売株式会社	令和2年9月30日
85	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和2年10月14日
86	災害時における飲料水の供給協力に関する覚書	岩渕薬品株式会社	令和2年12月21日
87	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社千葉事業部	令和2年12月24日
88	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年1月21日
89	災害発生時における佐倉市と佐倉市内郵便局の協力に関する協定	佐倉市内郵便局	令和3年2月2日
90	災害時等における施設の一時利用に関する協定	山一電機株式会社	令和3年3月23日
91	災害時等における施設の一時利用に関する協定	佐倉第一ホテル	令和3年9月22日
92	災害時における物資輸送及び物資集積拠点の運営等の協力に関する協定	南総通運株式会社	令和3年10月6日
93	災害時における電動車両等の支援に関する協定	株式会社ディーシーエム	令和3年11月19日
94	災害時における放送協力に関する協定	株式会社アクティブレイン	令和4年3月8日
95	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定及び覚書	公益社団法人千葉県柔道整復師会	令和4年3月30日

資料編

3

関係機関

3 関係機関

3－1 関係機関連絡先一覧

資-3-2

3-1 関係機関連絡先一覧

1. 指定行政機関、指定地方行政機関等

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
内閣府	大臣官房総務課	100-8968	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5353-2111
消防庁	総務課	100-8927	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7521
	消防・救急課			03-5253-7522
	予防課			03-5253-7523
	危険物保安室			03-5253-7524
	防災課			03-5253-7525
	救急企画室			03-5253-7529
	応急対策室			03-5253-7527
	特殊災害室			03-5253-7528
	防災情報室			03-5253-7526
総務省 関東総合通信局	防災対策推進室	102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	03-6238-1790
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000
千葉県情報通信部	機動通信課	260-0854	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110
関東財務局	総務部総務課	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-1111
千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	043-251-7212
関東農政局	企画調整室	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-740-0308
千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611
関東森林管理局	企画調整課	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1150
千葉森林管理事務所	総務調査官	263-0034	千葉市稲毛区稲毛1-7-20	043-242-4656
関東運輸局	総務課	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7269
千葉運輸支局	総務企画担当	261-0002	千葉市美浜区新港198	043-242-7336
東京航空局	安全企画・保安対策課	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5275-9292
成田空港事務所	総務課	282-8602	成田市古込字込前133	0476-32-0912
関東地方整備局	総括防災グループ	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1333
千葉国道事務所	防災情報課	263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	043-285-0343
利根川下流河川事務所	防災対策課	287-8510	佐原市佐原イ4149	0478-52-6368
国土地理院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷1	029-864-6275
関東地方測量部	防災課	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054
気象庁	総務部企画課	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9	03-6758-3900
銚子地方气象台	防災業務係	288-0001	銚子市川口町2-6431	0479-23-7705
千葉労働局	総務課	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-4311
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監 督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433

2. 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道株式会社佐倉駅		260-8551	佐倉市六崎235	043-484-1210
東日本電信電話株式会社千葉事業部	千葉災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6	043-211-8652
株式会社NTTドコモ千葉支店	災害対策室 ネットワーク部	100-6150 260-8540	東京都千代田区永田町 2-11-1 千葉市中央区新町 1000	03-5156-1111 043-301-0500
NTTコミュニケーションズ株式会社	プラットフォームサービス本部 事業推進部 危機管理室	100-0004	東京都千代田区大手町2-3-1	0570-03-9909
KDDI株式会社 千倉技術保守センター	運用管理部特別通信対策室	163-8003 295-0004	東京都新宿区西新宿2-3-2 南房総市千倉町瀬戸字浜田2980-15	03-3347-6633 0470-44-4000
ソフトバンク株式会社	総務本部総務企画部 リスク対策課	105-7317	東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	03-6889-6601
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	総務局総務・地域部 企画総務	150-8001 260-8610	東京都渋谷区神南2-2-1 千葉市中央区千葉港5-1	03-3465-1111 043-203-0597
東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	企画総括グループ	286-0033	成田市花崎町822-1	0120-99-5552
日本郵便株式会社 佐倉郵便局	総務部	285-8799	佐倉市海隣寺町2-5	043-484-1002
日本通運株式会社 千葉支店	総務課 総務課	105-8322 261-0023	東京都港区東新橋1-9-3 千葉市美浜区中瀬1-3	03-6251-1111 043-307-3754
福山通運株式会社	総務課	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	084-924-2000
佐川急便株式会社	(東京本社)	136-0075	東京都江東区新砂 2-2-8	03-3699-3666
ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	104-8125	東京都中央区銀座2-16-10	03-3541-3411
西濃運輸株式会社	総務部	503-8501	岐阜県大垣市田口町1	0584-81-1111
成田国際空港株式会社	空港運用部門	282-8601	成田市古込字古込 1 番地1	0476-34-4652
東日本高速道路株式会社 会社関東支社 千葉管理事務所	管理事業部 庶務課	330-0854 263-0001	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮JPビルディング 千葉市稲毛区長沼原町177	048-631-0185 043-259-5221
東京ガス株式会社 千葉支社	総務広報グループ	260-0031	千葉市中央区新千葉1-4-3	043-246-7705

3. 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉県道路公社	道路部工務課	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1	043-222-8161
京成電鉄株式会社 京成佐倉駅		285-0014	佐倉市栄町1001-5	043-484-0222
山万株式会社	鉄道事業部	285-0858	佐倉市ユーカーが丘6-5-5	043-487-5036
千葉テレビ放送 株式会社	報道製作局報道部	260-0001	千葉市中央区都町1-1-25	043-231-3100
株式会社バイエフエム	総務部	261-7127	千葉市美浜区中瀬2-6-1	043-351-7878
角栄ガス株式会社	志津事業所	285-0854	佐倉市中志津3-36-1	043-487-0802
一般社団法人千葉県 L P ガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
公益社団法人 千葉県医師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港4-1	043-242-4271
一般社団法人 千葉県歯科医師会	事務局	261-0002	千葉市中央区新港32-17	043-241-6471
一般社団法人 千葉県薬剤師会	事務局	260-0025	千葉市中央区問屋町9-2	043-242-3801
印旛利根川水防事務 組合	栄町消防本部内	270-1546	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71	0476-95-8983
印旛沼土地改良区	総務課	285-0011	佐倉市山崎143	043-484-1155
一般社団法人 千葉県トラック協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131

3. 千葉県

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉県庁	防災対策課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2175
	防災対策課内 情報通信管理室 (休日、夜間)			043-223-2178
印旛地域振興事務所		285-8503	佐倉市鎚木仲田町8-1	043-483-1111
印旛保健所		285-8520	佐倉市鎚木仲田町8-1	043-483-1133
印旛農業事務所		285-0026	佐倉市鎚木仲田町8-1	043-483-1125
印旛土木事務所		285-0026	佐倉市鎚木仲田町8-1	043-483-1140

4. 警察

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉県警察 佐倉警察署		285-0811	佐倉市表町3-17-1	043-484-0110

5. 市町村

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
千葉市	危機管理課 防災対策課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5151 043-245-5113
銚子市	総務課	288-8601	銚子市若宮町1-1	0479-24-8193
市川市	危機管理課	272-8501	市川市八幡1-1-1	047-334-1507
船橋市	危機管理課	273-8501	船橋市湊町2-10-25	047-436-2032
館山市	危機管理課	294-8601	館山市北条1145-1	0470-22-3442
木更津市	危機管理課	292-8501	木更津市富士見1-2-1（駅前庁舎）	0438-23-7094
松戸市	危機管理課	271-8588	松戸市根本387-5	047-366-7309
野田市	防災安全課	278-8550	野田市鶴奉7-1	04-7123-1111
茂原市	防災対策課	297-8511	茂原市茂原道表1	0475-20-1519
成田市	危機管理課	286-8585	成田市花崎町760	0476-20-1523
東金市	消防防災課	283-8511	東金市東岩崎1-1	0475-50-1226
旭市	総務課	289-2595	旭市ニ1920	0479-62-5311
習志野市	危機管理課	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1	047-453-9211
柏市	防災安全課	277-8505	柏市柏5-10-1	04-7167-1115
勝浦市	消防防災課	299-5292	勝浦市新宮1343-1	0470-73-6640
市原市	危機管理課	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9823
流山市	防災危機管理課	270-0192	流山市平和台1-1-1	04-7150-6312
八千代市	危機管理課	276-8501	八千代市大和田新田312-5	047-483-1151
我孫子市	市民安全課	270-1192	我孫子市我孫子1858	04-7185-1843
鴨川市	危機管理課	296-8601	鴨川市横渚1450	04-7093-7833
鎌ヶ谷市	安全対策課	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
君津市	危機管理課	299-1192	君津市久保2-13-1	0439-56-1248
富津市	防災安全課	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1266
浦安市	危機管理課	279-8501	浦安市猫実1-1-1	047-712-6899
四街道市	危機管理室	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-6102
袖ヶ浦市	防災安全課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2119
八街市	防災課	289-1192	八街市八街ほ35-29	043-443-1119
印西市	防災課	270-1396	印西市大森2364-2	0476-42-5111
白井市	危機管理課	270-1492	白井市復1123	047-492-1111
富里市	防災課	286-0292	富里市七栄652-1	0476-93-1114
南房総市	消防防災課	299-2492	南房総市富浦町青木28	0470-33-1052
匝瑳市	総務課	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0084
香取市	総務課	287-8501	香取市佐原ロ2127	0478-50-1201
山武市	消防防災課	289-1392	山武市殿台296	0475-80-1116
いすみ市	危機管理課	298-8501	いすみ市大原7400-1	0470-62-2000
大網白里市	安全対策課	299-3292	大網白里市大網115-2	0475-70-0303

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
酒々井町	総務課	285-8510	酒々井町中央台4-11	043-496-1171
栄町	総務課	270-1592	栄町安食台1-2	0476-95-8981
神崎町	総務課	289-0292	神崎町神崎本宿163	0478-72-2111
多古町	総務課	289-2292	多古町多古584	0479-76-2611
東庄町	総務課	289-0692	東庄町笹川い4713-131	0478-86-6082
九十九里町	総務課	283-0195	九十九里町片貝4099	0475-70-3107
芝山町	総務課	289-1692	芝山町小池992	0479-77-3903
横芝光町	環境防災課	289-1793	横芝光町宮川11902	0479-84-1216
一宮町	総務課	299-4396	一宮町一宮2457	0475-42-2112
睦沢町	総務課	299-4492	睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課	299-4394	長生村本郷1-77	0475-32-2111
白子町	総務課	299-4292	白子町関5074-2	0475-33-2110
長柄町	総務課	297-0298	長柄町桜谷712	0475-35-2111
長南町	総務課	297-0192	長南町長南2110	0475-46-2111
大多喜町	総務課	298-0292	大多喜町大多喜93	0470-82-2111
御宿町	総務課	299-5192	御宿町須賀1522	0470-68-2511
鋸南町	総務企画課	299-2192	鋸南町下佐久間3458	0470-55-4801

6. 消防

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	285-8619	佐倉市大蛇町281	043-481-0119

7. 自衛隊

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第1空挺団	274-8577	船橋市薬円台3-20-1	047-466-2141

8. その他

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
スイス通信システム株式会社	260-0001	千葉市中央区都町6-21-5	043-231-8231
佐倉商工会議所	285-0811	佐倉市表町3-3-10	043-486-2331
株式会社広域高速ネット二九六通信技術センター	285-8586	酒々井町本佐倉415-2	043-497-0296
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	105-0003	東京都港区西新橋1-18-12COMS虎ノ門5階・6階	03-3596-0061
千葉中央葬祭業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央3-5-3玄昌ビル5階	0120-71-4440
一般社団法人全国霊柩自動車協会	160-0004	東京都新宿区四谷3-2-5全日本トラック総合会館2階	03-3357-7281
イオンリテール株式会社	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-5-1	043-212-6500

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
イオンリテール株式会社イオン臼井店	285-0837	佐倉市王子台1-23	043-461-1111
イオンリテール株式会社イオンスタイルユーカリが丘店	285-0850	佐倉市西ユーカリが丘6-12-3	043-489-1600
生活協同組合コープみらい コーププラザ千葉 (千葉県本部)	260-0027	千葉市中央区新田町36-15千葉テック ビル4階	0120-929-068

資料編

4

報告要領等

4 報告要領等

4－1	災害報告取扱要領	資-4-2
4－2	火災・災害等即報要領	資-4-12
4－3	千葉県危機管理情報共有要綱	資-4-31

4 報告要領等

4－1	災害報告取扱要領	資-4-2
4－2	火災・災害等即報要領	資-4-12
4－3	千葉県危機管理情報共有要綱	資-4-31

4-2 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月7日消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- （1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上

特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- （１）死者５人以上の救急事故
- （２）死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
- （３）要救助者が５人以上の救助事故
- （４）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故
- （５）消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- （６）消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- （７）自衛隊に災害派遣を要請したもの
- （８）上記（１）から（７）に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- （１）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- （２）国民保護法第１７条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であつても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
- ア 第2の1の(2)のウ（ア）、（イ）に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - （イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、まだ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼損程度	焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等	人 (人) { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

[illegible]

※1 被害額は省略することが出来る。

※2 119番通車線の件数は、10ヶ所毎で、例えば10ヶ所、30ヶ所、50ヶ所(50ヶ所を超える場合は60ヶ所)と記入する。

4-3 千葉県危機管理情報共有要綱

千葉県危機管理情報共有要綱

第1章 総則

第1節 目的、定義及び基準

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護等対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

(事案の定義及び基準)

第3条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」のとおりとする。

第2節 報告

(報告の種類と時期)

第4条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりとする。

(報告方法)

第5条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム（物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。）を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

(情報の正確性)

第6条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第3節 情報共有

(対象範囲)

第7条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

(情報の取扱)

第8条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

(システムによる情報共有)

第9条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

(報道発表等による情報共有)

第10条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

(個人情報保護に関する特例)

第11条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定により、本人以外から行うことができる。

第二章 事務局

第1節 体制

(情報共有に関する事務及びシステムの運用)

第12条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

(物資資源管理情報に関する事務)

第13条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

(避難所等情報に関する事務)

第14条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

(システムのメンテナンス)

第15条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第2節 情報収集

(システム、電話等)

第16条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第17条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情

報を収集する。

(航空機)

第 18 条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

- 1 陸上自衛隊
- 2 海上自衛隊
- 3 千葉県警察本部
- 4 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
- 5 海上保安庁
- 6 その他

(その他の手段)

第 19 条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第 3 節 準用

(災害対策本部等設置前の対応)

第 20 条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護等対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。

第 3 章 各部及び各支部

第 1 節 共通

(即時報告)

第 21 条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第 22 条 各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第 2 節 各部

(報告内容)

第 23 条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

第 3 節 各支部

(支部災害派遣職員)

第 24 条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章 市町村等

第一節 体制

(情報の報告窓口)

第 25 条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第 2 節 報告

(報告様式)

第 26 条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。

(認定のない情報の報告)

第 27 条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第 28 条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	・ 県内で震度4以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	・ 【即時報告】 定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】 情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】 対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。 ・ 【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は防災対策課が別途指定する。
物資資源管理情報	災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。 ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・ 避難所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（企業局管轄分を除く）。	参考様式【水政課・企業局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMATの活動に関する情報	参考様式【医療整備課（DMAT）】
病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式【医療整備課（病院）】	
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式【県土整備部】
企業局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機	参考様式【水政課・企業局】

	材情報（企業局管轄分）	
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式（災害即報4号様式）

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式1（人的被害）
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式2（住家等被害）
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式3（交通規制・道路被害）
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式4（その他の被害）
避難指示等に関する情報	市町村	様式5（避難指示等）
物資資源管理に関する情報	市町村	様式6（物資情報）
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式7（避難所等情報）
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式（災害即報4号様式）

資料編

5

情報通信

5 情報通信

- 5－1 佐倉市防災行政無線局管理運用規程等
- 5－2 佐倉市防災行政無線(同報系)一覽

資-5-2
資-5-11

5-1 佐倉市防災行政無線局管理運用規程等

佐倉市防災行政無線局管理運用規程

平成9年5月30日訓令第8号

改正 平成12年 3月31日訓令第11号
平成15年 6月26日訓令第14号
平成21年 1月16日訓令第1号
平成24年 3月30日訓令第7号
平成25年10月 1日横書き施行
平成28年 3月31日訓令第5号
令和 3年 3月10日訓令第3号

佐倉市防災行政無線局管理運用規程（昭和56年佐倉市訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、防災行政無線局（第3条の事務のために使用する無線設備及びその無線設備の操作を行う者の総体をいう。以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- （2）基地局 陸上移動局との通信を行うため設置する移動しない無線局をいう。
- （3）陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- （4）固定局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （5）無線従事者 無線設備の操作を行うことについて総務大臣の免許を受けている者をいう。

（無線局の意義）

第3条 無線局は、佐倉市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他一般行政に係る事務に関し、円滑な通信の確保を図るものとする。

（無線局の配置）

第4条 基地局及び陸上移動局の配置は、市長が別に定める。

（無線局の職員）

第5条 無線局の管理及び運用に当たり、総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、管理者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第6条 総括管理者は、市長とする。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、危機管理部長をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する者の中から管理責任者が指名する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。

(管理者)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する課等の長をもって充てる。

(1) 固定局の通信操作を行う課等

(2) 基地局の通信操作を行う課等

(3) 陸上移動局を配置した課等

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局の管理監督の業務を行う。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般の職員とする。

2 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法その他の関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

(無線従事者)

第11条 第5条から前条までに定めるほか、総括管理者は、無線局の運用体制に必要な無線従事者を配置するものとする。

2 無線従事者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 無線局の無線設備を操作すること。

(2) 基地局に配置された無線従事者にあつては、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者が行う無線設備の操作を指揮監督すること。

3 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の育成に留意するものとする。

4 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年、4月1日を基準日とした無線従事者選(解)任表(別記様式第1号)を作成するものとする。

(書類等の管理等)

第12条 管理責任者は、電波法その他の関係法令に基づく業務書類を管理及び保管しておかなければならない。

2 管理責任者は、電波法その他の関係法令が記載された法令集の内容を常に現行のものにしておかなければならない。

3 管理責任者は、無線従事者の異動に係る書類を常に整理保管しておかなければならない。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、この訓令に定めるもののほか、別に定める運用細則に

よるものとする。

（無線設備の保守点検）

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる区分により保守点検を行うものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）毎日点検 通信取扱責任者又は管理者を責任者として、毎日行う点検

（2）月点検 管理責任者を責任者として、月1回以上行う点検

（3）年点検 管理責任者を責任者として、年1回以上行う点検

2 保守点検は、無線電話装置保守点検仕様（別記様式第2号）に記載された点検項目に従い行うものとする。

3 保守点検の責任者は、保守点検の結果、異常が発見されたときは、直ちに管理責任者（当該保守点検の責任者が管理責任者である場合は、総括責任者）に報告しなければならない。

（通信訓練）

第15条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び運用方法の習熟を図るため、次の各号に掲げる区分により定期的に通信訓練を行うものとし、その回数は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）総合防災訓練に合わせて行う通信訓練 年1回

（2）定期通信訓練 3月につき1回

2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警戒通報等の伝達訓練並びに移動系（基地局及び陸上移動局をいう。）による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第16条 総括管理者は、年1回以上、無線従事者及び通信取扱者に対し、無線局の管理及び運用に必要な知識についての研修を行うものとする。

（補則）

第17条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日訓令第14号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成21年1月16日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第11条関係）

無線従事者選（解）任表

無線局の種別等

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	業務経歴

(202)

2 移動局点検測定表

[illegible]

佐倉市防災行政無線局（同報系）運用細則

（目 的）

第1条 この細則は、佐倉市防災行政無線局管理運用規程（以下「運用規程」という。）第13条の規定により、佐倉市防災行政無線局（同報系）（以下「同報系無線」という。）の管理運用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通報の種類及び内容）

第2条 同報系無線によって放送を行うことができる通報事項は、次のとおりとする。

（1）大規模な災害や事故、その他の特に緊急と認める事項（以下「緊急通報事項」という。）とし、次に掲げる事項とする。

ア 全国瞬時警報システム（以下「J－A L E R T」という。）により、消防庁より送信される情報のうち、全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日消防運第157号）第9条において、同報系無線の自動起動機を用いた自動起動放送を行うことが求められている事項

イ J－A L E R Tにより、消防庁より送信される情報のうち、全国瞬時警報システム業務規程第9条において、同報系無線の自動起動機を用いた自動起動放送を行うことができることとされている事項

ウ J－A L E R Tにより、消防庁より送信される情報以外で、市民の生命、身体及び財産に危険を及ぼすおそれのある大規模事故や感染症の全国的な大流行といった事態に関する事項

エ 被害の発生状況等の災害情報

オ 避難情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の災害応急対策に関する事項

カ ライフラインの途絶等、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある事項

（2）緊急通報事項以外で臨時に放送を行う必要があると認める事項（以下「一般通報事項」という。）とし、次に掲げる事項とする。

ア 市主催の事業等、市政に関する事項

イ 市民生活に影響を及ぼすおそれがある防犯、犯罪情報に関する事項

ウ 児童の見守り等、安全安心に関する事項

エ 行方不明者の捜索及び発見等に関する事項

オ 電力需給逼迫警報、光化学スモッグ注意報等の市民生活に影響を及ぼすおそれがある事項

カ 地域の慣例、風習行事等のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）又は佐倉市文化財保護条例（昭和51年条例第8号）の規定に基づき、文化財として指定を受けた行事等に関する事項

（3）試験放送を兼ねたメロディー放送（以下「時報通報事項」という。）

（通報時間）

第3条 緊急通報事項の通報時間については、必要に応じて、その都度放送するものとする。

なお、J－A L E R Tにより、消防庁より送信される情報のうち、全国瞬時警報システム業務規程第9条において、同報系無線の自動起動機を用いた自動起動放送を行うことが求めら

れている事項については、終日通報を行うものとする。

2 一般通報事項の通報時間については、原則として、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分とする。なお、市役所開庁時間外の通報については、佐倉市八街市酒々井町消防組合において行うものとし、原則として、午前7時から午後7時までとする。

3 時報通報事項の運用時間については、次のとおりとする。

(1) 正午の時報通報事項は、午前12時とする。

(2) 夕方の時報通報事項は、3月1日から9月30日までが午後5時とし、10月1日から2月28日までが午後4時30分とする。

(事務取扱)

第4条 通報に係る事務取扱については、同報系無線を所管する危機管理課で行うこととする。

(通報の申込み等)

第5条 同報系無線の管理責任者については、運用規程第7条第1項に規定する危機管理部長とする。

2 通報を依頼しようとする者（以下「通報依頼者」という。）は、通報を希望する前日までに、放送依頼書及び放送文案（以下「放送依頼書等」という。）を管理責任者へ提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

3 管理責任者は、前項により放送依頼書等の提出があったときは、危機管理課に対し、第2条の規定に適合するか審査させる。

4 危機管理課長は、前項の審査において、必要に応じ、放送文案の修正を適宜行うことができるものとする。

5 危機管理課長は、第3項の審査において、適合すると認められるときは、通報依頼者に対し、通報を実施する旨を伝えとともに、無線従事者免許を有する危機管理課職員に対し、通報を行うことについて命じるものとする。

(通報の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、一般通報事項を実施しないことができる。

(通報の方法)

第7条 通報する内容は、緊急を要する場合を除き、冒頭に「こちらは、ぼうさいさくらです。」を付し、通報の内容に続き、「こちらは、ぼうさいさくらです。」を付さなければならない。

(その他)

第8条 通報を実施する場合は、原則として、メール配信を合わせて行わなければならないものとする。ただし、同一の内容を複数回通報する場合は、メール配信を省略することができるものとする。

(補足)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年８月２８日決裁２６佐防第４５６号）

- 1 この細則は、平成２６年９月１日から施行する。

附 則（平成３０年２月１９日決裁２９佐防第９７２号）

- 1 この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

5-2 佐倉市防災行政無線（同報系）一覧

（令和4年4月1日現在）

No.	設置場所名称	所在地
1	信澄寺付近	先崎
2	先崎会館	先崎
3	青菅小学校	宮ノ台1丁目
4	井野中学校	宮ノ台3丁目
5	井野会館	井野
6	小竹小学校	ユーカリが丘5丁目
7	小竹消防機庫（第2分団12部）	小竹
8	井野西谷津公園	宮ノ台5丁目
9	井野小学校	西ユーカリが丘3丁目
10	長割西公園	西ユーカリが丘4丁目
11	長割公園	西ユーカリが丘5丁目
12	ユーカリが丘南公園	ユーカリが丘6丁目
13	上座浄水場	上座
14	井野町青年館	井野
15	志津中学校	井野
16	志津市民プラザ	上志津
17	上座並木公園	上座
18	志津小学校	上座
19	上座総合公園	上座
20	庚申前公園	西志津2丁目
21	西志津多目的広場	西志津3丁目
22	西志津小学校	西志津7丁目
23	西志津中学校	西志津4丁目
24	入ノ郷公園	上志津
25	上志津小学校	上志津
26	中志津12号公園	中志津1丁目
27	上志津中学校	上志津
28	南志津小学校	下志津原
29	下志津小学校	中志津4丁目
30	遠間作公園	南ユーカリが丘
31	矢橋街区公園	上座
32	遠山街区公園	上座
33	佐倉西高校	下志津
34	下志津会館	下志津

No.	設置場所名称	所在地
35	下志津	下志津
36	下志津ふれあい会館	下志津
37	上志津原街区公園	上志津原
38	幸野ふれあい公園	上志津原
39	八幡社	八幡台2丁目
40	臼井西中学校	臼井台
41	新堀公園	稲荷台3丁目
42	台町青年館	臼井台
43	臼井田	臼井田
44	臼井小学校	臼井田
45	王子台小学校	王子台5丁目
46	大林公園	王子台6丁目
47	生谷公園	王子台4丁目
48	一夜城公園	王子台3丁目
49	御伊勢公園	王子台1丁目
50	間野台小学校	王子台2丁目
51	臼井中学校	臼井
52	長作東公園	臼井
53	江原台一号公園	江原台1丁目
54	江原台	江原台2丁目
55	青少年体育館	江原新田
56	印南小学校	印南
57	角来	角来
58	畔田区民会館	畔田
59	新山集会所	生谷
60	生谷憩の家	生谷
61	千代田小学校	吉見
62	生谷消防機庫（第7分団63部）	生谷
63	臼井南中学校	染井野4丁目
64	境堀公園	生谷
65	しらかし公園	染井野3丁目
66	染井野小学校	染井野1丁目
67	飯重農村協同館	飯重
68	飯郷区民会館	吉見

No.	設置場所名称	所在地
69	野田区民会館	吉見
70	羽鳥消防機庫（第7分団 62部）	羽鳥
71	土浮青年館	土浮
72	草ぶえの丘	土浮
73	萩山新田	飯野
74	岩名運動公園入口	岩名
75	飯田協同館	飯田
76	サンセットヒルズ	飯野町
77	飯野	飯野
78	内郷小学校	岩名
79	下根	下根
80	山崎消防機庫（第1分団 5部）	山崎
81	宮前中央公園	岩名
82	ミレニアムセンター佐倉	宮前3丁目
83	大佐倉農村協同館	大佐倉
84	宝珠院	大佐倉
85	西根古谷公園	城内町
86	佐倉市役所	海隣寺町
87	佐倉東高校	城内町
88	宮小路会館	宮小路町
89	小沼街区公園	鐺木町
90	佐倉市駐車場	鐺木町
91	佐倉高校	鍋山町
92	佐倉小学校	新町
93	中央公民館	鐺木町
94	弥勒町	弥勒町
95	佐倉東小学校	将門町
96	将門運動広場	将門町
97	本町街区公園前	本町
98	堀ノ内街区公園	大蛇町
99	白銀小学校	白銀1丁目
100	佐倉東中学校	高岡
101	高岡公会堂	高岡
102	堀上公園	白銀3丁目
103	長熊	長熊
104	寺崎北公園	寺崎北6丁目

No.	設置場所名称	所在地
105	寺崎消防機庫（第3分団 32部）	寺崎
106	寺崎小学校	大崎台4丁目
107	駒返公園	大崎台4丁目
108	佐倉南高校	大崎台5丁目
109	磯部街区公園	表町1丁目
110	町田街区公園	表町3丁目
111	山ノ下街区公園	表町4丁目
112	J R佐倉駅南口	大崎台1丁目
113	六崎緑地	大崎台2丁目
114	六崎消防機庫（第4分団 31部）	六崎
115	石川消防機庫（第4分団 30部）	石川
116	石川（春路緑地）	春路2丁目
117	井戸作南公園	石川
118	城共同墓地	城
119	根郷小学校	城
120	松ヶ丘1号公園	城
121	太田消防機庫（第4分団 35部）	太田
122	根郷中学校	山王2丁目
123	山王小学校	山王1丁目
124	大篠塚農村協同館	大篠塚
125	大篠塚（Ⅱ-16号線）	大篠塚
126	小篠塚消防機庫（第4分団 38部）	小篠塚
127	木野子青年館	木野子
128	南部中学校	神門
129	馬渡消防機庫（第4分団 39部）	馬渡
130	馬渡	馬渡
131	池の台公園	大作2丁目
132	高崎区集会所	高崎
133	八木消防機庫（第5分団 42部）	八木
134	子ノ神神社	寒風
135	直弥	直弥
136	本郷	直弥
137	和田小学校	直弥
138	下勝田農村協同館	下勝田
139	上勝田	上勝田
140	上勝田区民会館	上勝田

No.	設置場所名称	所在地
141	宮本青年館	宮本
142	上別所区民会館	上別所
143	米戸	米戸
144	瓜坪新田	瓜坪新田
145	坂戸消防機庫（第6分団 53部）	坂戸
146	内田区民会館	内田
147	岩富協同館	岩富
148	岩富	岩富
149	岩富	岩富
150	岩富町	岩富町
151	岩富町（弥富文化財収蔵庫）	岩富町
152	弥富小学校	岩富町
153	飯塚青年館	飯塚
154	宮内	宮内
155	西御門消防機庫（第6分団 56部）	西御門

資料編

6

指定緊急避難場所・指定避難所・その他防災拠点等

6 指定緊急避難場所・指定避難所・その他防災拠点等

6－1	指定緊急避難場所・指定避難所	資-6-2
6－2	広域防災拠点施設	資-6-4
6－3	防災備蓄倉庫・防災井戸設置場所一覧	資-6-5
6－4	防災備蓄倉庫備蓄品一覧	資-6-7
6－5	ヘリコプター臨時離発着場候補地	資-6-8

6-1 指定緊急避難場所・指定避難所

令和4年4月1日現在

名称	所在地	電話	指定緊急避難場所 (屋外部分)		指定避難所 (屋内部分)	
			受入可能 面積(㎡)	受入人数	受入可能 面積(㎡)	受入人数
馬渡保育園	馬渡 818 番地 2	498-0065	486	162	413	103
佐倉小学校	新町 78 番地 4	484-1028	8,750	2,916	3,355	843
佐倉東小学校	将門町 7 番地	484-0626	6,661	2,220	1,846	456
内郷小学校	岩名 870 番地	486-1501	10,223	3,408	1,510	375
佐倉中学校	城内町 117 番地 10	484-1026	15,726	5,242	4,072	1,019
佐倉東中学校	高岡 423 番地 1	486-3031	13,932	4,644	2,854	714
根郷小学校	城 454 番地	484-1031	9,351	3,117	2,473	617
山王小学校	山王一丁目 44 番地	486-7011	12,517	4,172	1,831	458
寺崎小学校	大崎台四丁目 4 番地 1	486-3601	13,319	4,440	2,105	527
南部中学校	神門 432 番地 1	498-0023	34,120	11,373	2,726	675
根郷中学校	山王二丁目 37 番地 1	483-1000	13,886	4,629	3,339	832
臼井小学校	臼井田 2395 番地	487-3009	14,562 (洪水時0)	4,854 (洪水時0)	2,163 (洪水時1,241)	535 (洪水時305)
王子台小学校	王子台五丁目 19 番地	487-1376	9,351	3,117	2,417	604
間野台小学校	王子台二丁目 18 番地	461-5501	9,421	3,140	2,290	573
印南小学校	印南 223 番地 1	486-1531	11,294	3,765	1,654	407
千代田小学校	吉見 553 番地	487-3140	9,661	3,220	1,751	438
臼井中学校	臼井 1530 番地	489-5635	12,592	4,197	2,833	713
臼井西中学校	臼井台 1588 番地	462-1781	28,187	9,396	2,654	666
臼井南中学校	染井野四丁目 1 番地	488-1020	18,118	6,039	3,809	947
志津小学校	上座 1156 番地 2	487-0252	11,270	3,757	2,377	592
上志津小学校	上志津 1752 番地	489-3829	7,825	2,608	2,135	539

名称	所在地	電話	指定緊急避難場所 (屋外部分)		指定避難所 (屋内部分)	
			受入可能 面積(㎡)	受入人数	受入可能 面積(㎡)	受入人数
下志津小学校	中志津四丁目 26 番 10 号	487-8550	10,270	3,423	1,759	435
南志津小学校	下志津原 164 番地 2	489-3884	9,975	3,325	2,014	505
西志津小学校	西志津七丁目 2 番 1 号	489-5835	13,067	4,356	4,007	849
井野小学校	西ユーカリが丘三丁目 1 番地 6	487-1541	26,658	8,886	2,838	703
青菅小学校	宮ノ台一丁目 17 番 1 号	488-0121	17,020	5,673	2,642	640
小竹小学校	ユーカリが丘五丁目 5 番 1 号	461-3121	11,819	3,940	1,998	467
志津中学校	井野 1376 番地	487-6611	13,331	4,444	3,144	790
上志津中学校	上志津 866 番地	487-1786	12,569	4,190	2,856	716
井野中学校	宮ノ台三丁目 9 番 1 号	461-5221	24,991	8,330	2,746	680
西志津中学校	西志津四丁目 18 番 1 号	462-1161	12,894	4,298	2,689	674
和田小学校	直弥 59 番地 1	498-1509	10,091	3,364	993	248
弥富小学校	岩富町 145 番地	498-0603	9,451	3,150	1,143	287
白銀小学校	白銀一丁目 4 番地	483-4611	10,922	3,640	1,813	457
染井野小学校	染井野一丁目 19 番地	463-6511	15,417	5,139	2,026	497
佐倉高等学校	鍋山町 18 番地	484-1021	27,507	9,169	4,655	1,148
佐倉東高等学校	城内町 278 番地	484-1024	15,722	5,241	3,926	967
佐倉西高等学校	下志津 263 番地	489-5881	20,947	6,982	2,088	523
佐倉南高等学校	太田 1956 番地	486-1711	23,078	7,693	3,969	968

※収容人員については、1 人あたり必要とするスペースを指定避難所は約 4 ㎡、指定緊急避難場所は 3 ㎡として算定

※臼井小学校については、浸水想定区域内に存することから、洪水時、指定緊急避難場所としての指定は行わない。

ただし、洪水時にあっても、2 階部分以上は指定避難所として指定する。

6-2 広域防災拠点施設

「千葉県防災支援ネットワーク基本計画（平成26年2月）」において指定がなされている市内における広域防災拠点施設については、次のとおりである。

施設名称 (所在地)	活動部隊	オープンスペース		選定要件		
		内訳 (㎡)	合計	要支援地域 までの距離	市町村役場等 までの距離	高速・主要国道 までの距離
岩名運動公園 (岩名 753 番地)	自衛隊	・ 陸上競技場 19,100 ㎡ ・ 球場 12,500 ㎡ ・ サッカー場 11,520 ㎡ - ほか	80,720 ㎡	12km	3km	3km (国道 296 号)

6-3 防災備蓄倉庫・防災井戸設置場所一覧

番号	施設			
	名称	所在地	倉庫	井戸
1	佐倉市役所	海隣寺町 97 番地	○	○
2	佐倉市立馬渡保育園	馬渡 818 番地 2	○	○
3	佐倉市立佐倉小学校	新町 78 番地 4	○	—
4	佐倉市立佐倉東小学校	将門町 7 番地	○	○
5	佐倉市立内郷小学校	岩名 870 番地	○	○
6	佐倉市立佐倉中学校	城内町 117 番地 10	○	○
7	佐倉市立佐倉東中学校	高岡 423 番地 1	○	○
8	佐倉市立根郷小学校	城 454 番地	○	○
9	佐倉市立山王小学校	山王一丁目 44 番地	○	○
10	佐倉市立寺崎小学校	大崎台四丁目 4 番地 1	○	○
11	佐倉市立南部中学校	神門 432 番地 1	○	○
12	佐倉市立根郷中学校	山王二丁目 37 番地 1	○	○
13	佐倉市立臼井小学校	臼井田 2395 番地	○	○
14	佐倉市立王子台小学校	王子台五丁目 19 番地	○	○
15	佐倉市立間野台小学校	王子台二丁目 18 番地	○	○
16	佐倉市立印南小学校	印南 223 番地 1	○	○
17	佐倉市立千代田小学校	吉見 553 番地	○	○
18	佐倉市立臼井中学校	臼井 1530 番地	○	○
19	佐倉市立臼井西中学校	臼井台 1588 番地	○	○
20	佐倉市立臼井南中学校	染井野四丁目 1 番地	○	○
21	佐倉市立志津小学校	上座 1156 番地 2	○	○
22	佐倉市立上志津小学校	上志津 1752 番地	○	○
23	佐倉市立下志津小学校	中志津四丁目 26 番 10 号	○	○
24	佐倉市立南志津小学校	下志津原 164 番地 2	○	○
25	佐倉市立西志津小学校	西志津七丁目 2 番 1 号	○	○
26	佐倉市立井野小学校	西ユーカーが丘三丁目 1 番地 6	○	○
27	佐倉市立青菅小学校	宮ノ台一丁目 17 番 1 号	○	○

番号	施設			
	名称	所在地	倉庫	井戸
28	佐倉市立小竹小学校	ユーカリが丘五丁目 5 番 1 号	○	○
29	佐倉市立志津中学校	井野 1376 番地	○	○
30	佐倉市立上志津中学校	上志津 866 番地	○	○
31	佐倉市立井野中学校	宮ノ台三丁目 9 番 1 号	○	○
32	佐倉市立西志津中学校	西志津四丁目 18 番 1 号	○	○
33	佐倉市立和田小学校	直弥 59 番地 1	○	○
34	佐倉市立弥富小学校	岩富町 145 番地	○	○
35	佐倉市立白銀小学校	白銀一丁目 4 番地	○	○
36	佐倉市立染井野小学校	染井野一丁目 19 番地	○	○
37	千葉県立佐倉高等学校	鍋山町 18 番地	○	○
38	千葉県立佐倉東高等学校	城内町 278 番地	○	○
39	千葉県立佐倉西高等学校	下志津 263 番地	○	○
40	千葉県立佐倉南高等学校	太田 1956 番地	○	○
41	ミレニアムセンター佐倉	宮前三丁目 4 番地 1 号	—	○
42	臼井西地域防災集会所	臼井田 2525 番地	—	○
43	千代田地域防災集会所	生谷 491 番地	—	○

※佐倉市役所に設置した防災井戸については、佐倉市立佐倉小学校に設置すべき防災井戸の代替として設置

6-4 防災備蓄倉庫備蓄品一覧

No	備蓄品名	数 量	No	備蓄品名	数 量
1	クラッカー	490 パック	17	担架	10 本
2	アルファ米	1,350 食	18	救急箱	4 箱
3	真空パック毛布 (※)	600 枚	19	トランジスターメガホン	10 本
4	トイレットペーパー	200 個	20	浄水機セット	1 台
5	給水袋	200 枚	21	発電機	1 台
6	バケツ	200 個	22	投光機 (コードリール込み)	1 セット
7	ブルーシート	50 枚	23	リヤカー	1 台
8	コンロセット	25 個	24	ヘルメット	5 個
9	スコップ	10 本	25	簡易ラジオ	1 台
10	簡易トイレ (ブース)	5 個	26	軍手	5 ダース
11	〃 (ボックストイレ)	20 個	27	身障者用トイレ (中学校のみ)	1 台
12	〃 (非常用排便袋)	2,400 個	28	ヤカン (4ℓ)	4 個
13	〃 (簡易便座)	6 個	29	クリアケース 〔フロアマップ・筆談用具 筆記用具・感染症対策用品等〕	3 個
14	安全キャンドル	40 個			
15	懐中電灯	10 個	30	パーテーション (※)	5 張
16	乾電池 (懐中電灯、トラメガ用)	100 本	31	多目的簡易ベッド (※)	10 台

(※) 馬渡保育園のみ、真空パック毛布 560 枚を備蓄、パーテーション、多目的簡易ベッドは備蓄せず

6-5 ヘリコプター臨時離発着場候補地

令和4年4月1日現在

NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		避難所との競合
		地名・地番	座標		巾×長さ (m)	区分	
1	佐倉小学校	新町 78 番地 4	N : 35,43,18 E : 140,14,05	市教育委員会	70×100	中	指定緊急避難場所
2	内郷小学校	岩名 870 番地	N : 35,44,16 E : 140,13,23	市教育委員会	50×70	中	指定緊急避難場所
3	志津小学校	上座 1156 番地 2	N : 35,43,31 E : 140,09,43	市教育委員会	80×120	中	指定緊急避難場所
4	上志津小学校	上志津 1752 番地	N : 35,42,53 E : 140,08,57	市教育委員会	60×60	中	指定緊急避難場所
5	臼井小学校	臼井田 2395 番地	N : 35,44,10 E : 140,10,59	市教育委員会	100×100	大	指定緊急避難場所 (洪水時除く)
6	印南小学校	印南 223 番地 1	N : 35,43,35 E : 140,12,29	市教育委員会	60×100	中	指定緊急避難場所
7	根郷小学校	城 454 番地	N : 35,41,35 E : 140,13,57	市教育委員会	90×140	中	指定緊急避難場所
8	和田小学校	直弥 59 番地 1	N : 35,41,44 E : 140,15,33	市教育委員会	80×80	中	指定緊急避難場所
9	弥富小学校	岩富町 145 番地	N : 35,39,00 E : 140,14,11	市教育委員会	50×130	中	指定緊急避難場所
10	千代田小学校	吉見 553 番地	N : 35,42,37 E : 140,11,18	市教育委員会	60×70	中	指定緊急避難場所
11	井野小学校	西ユーカリが丘三丁目 1 番地 6	N : 35,43,52 E : 140,08,47	市教育委員会	90×100	中	指定緊急避難場所
12	佐倉中学校	城内町 117 番地 10	N : 35,43,15 E : 140,13,20	市教育委員会	100×100	大	指定緊急避難場所
13	志津中学校	井野 1376 番地	N : 35,43,25 E : 140,08,47	市教育委員会	80×80	中	指定緊急避難場所
14	南部中学校	神門 432 番地 1	N : 35,40,47 E : 140,14,12	市教育委員会	60×100	中	指定緊急避難場所
15	佐倉城址公園自由広場	城内町官有無番地	N : 35,43,13 E : 140,13,11	市	100×120	大	なし
16	岩名陸上競技場	岩名 753 番地	N : 35,44,22 E : 140,13,28	市	106×70	中	なし
17	山王公園	山王二丁目 9 番地 1	N : 35,41,00 E : 140,12,34	市	80×100	中	なし

資料編

7

消防関係

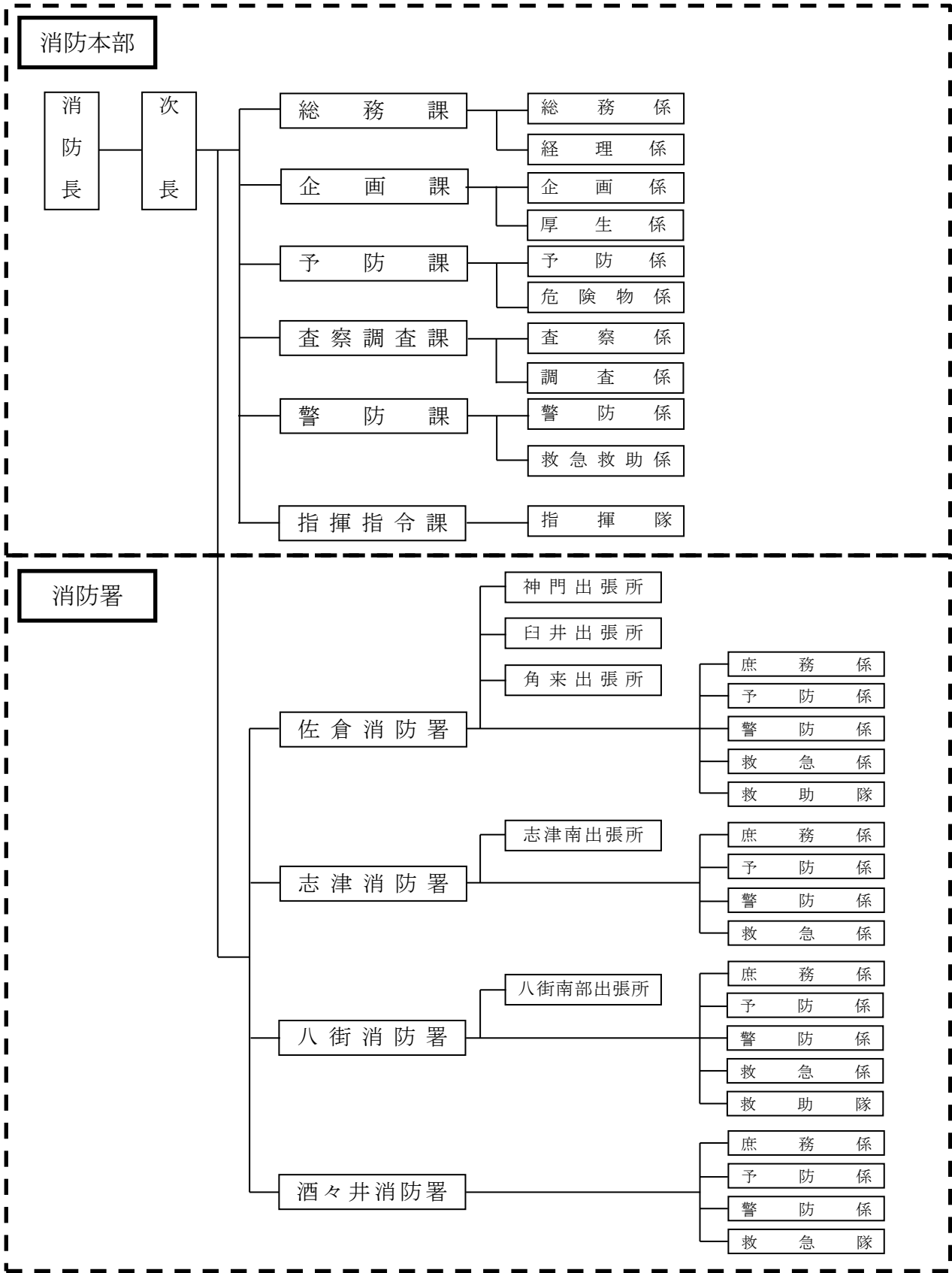
7 消防関係

7－1	佐倉市八街市酒々井町消防組合概要	資-7-2
7－2	佐倉市消防団概要	資-7-3
7－3	佐倉市内地区別水利状況	資-7-4
7－4	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画	資-7-5
7－5	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	資-7-18

7-1 佐倉市八街市酒々井町消防組合概要

1. 組織図

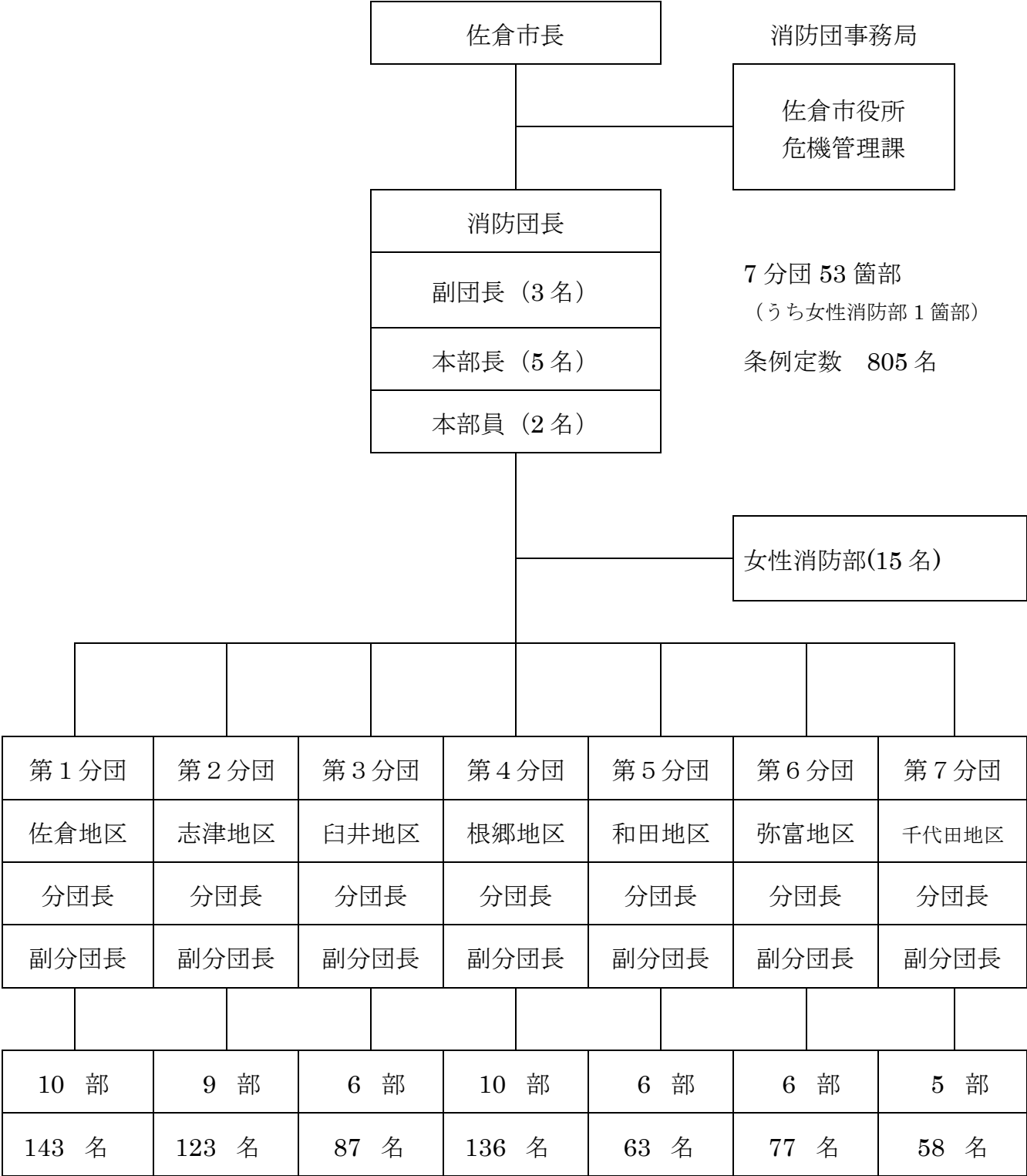
(令和4年4月1日現在)



7-2 佐倉市消防団概要

1. 組織図

(令和4年4月1日現在)



※各部定員 15名

7-3 佐倉市内地区別水利状況

(令和4年4月1日現在)

区分 地区別	合 計	防 火 水 槽				消火栓
		小 計	20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	
計	2,602	1,091	252	137	702	1,511
佐 倉	415	166	43	18	105	249
志 津	877	310	33	27	250	567
白 井	320	86	19	11	56	234
根 郷	466	230	48	24	158	236
和 田	154	125	47	24	54	29
弥 富	136	96	36	16	44	40
千 代 田	234	78	26	17	35	156

7-4 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第1章 総則

第1節 本計画の目的

第2節 緊急消防援助隊の任務

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

第2節 都道府県大隊の編成

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

第4節 小隊の装備等の基準

第5節 部隊の任務

第6節 部隊の隊の装備等の基準

第3章 緊急消防援助隊の登録

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第2節 消防大学校における教育訓練等

第7章 その他

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、そ

れぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあつては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

- 1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。
- 2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。
- 3 都道府県大隊長
 - (1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。
 - (2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。

ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車

イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両

- (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。

ア (2)アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ (2)イの津波・大規模風水害対策車両

浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。

(3) 指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。

ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する

地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。

エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

(4) 指揮支援隊長

ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

(5) 航空指揮支援隊長

ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

(1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

(2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

4 NBC災害即応部隊

(1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

5 土砂・風水害機動支援部隊

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

6 航空部隊

- (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
- (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
- (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
- (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 航空指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3 統合機動部隊指揮隊

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

5 N B C災害即応部隊指揮隊

- (1) N B C災害即応部隊指揮隊は、N B C災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) N B C災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

7 航空小隊

- (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
- (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
- (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

8 航空後方支援小隊

- (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度(平成35年度)末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はN B C災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援

の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。

- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第 47 条又は第 48 条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第 2 のとおりとする。

(2) 出動準備都道府県大隊

(1) の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第 3 のとおりとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記 2 (1) 及び (2) の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第 2 章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第 49 条第 2 項の規定に基づき、都

道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度（平成 35 年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第 4 のとおりとし、その他別表第 5 に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第 50 条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021 年度（平成 33 年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第 2 節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第 7 章 その他

1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（登録する隊の規模）

区分		登録規模
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50 隊程度
航空指揮支援隊		60 隊程度
統合機動部隊指揮隊		50 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50 隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160 隊程度
	消火小隊	2,500 隊程度
	救助小隊	540 隊程度
	救急小隊	1,500 隊程度
	後方支援小隊	890 隊程度
	通信支援小隊	50 隊程度
	水上小隊	20 隊程度
	特殊災害小隊	350 隊程度
	特殊装備小隊	500 隊程度
航空部隊	航空小隊	80 隊程度
	航空広報支援小隊	60 隊程度
計		6,600 隊程度 (重複を除く)

別表第2（第一次出動都道府県大隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	島根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	島根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

備考

- 1 この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- 2 この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- 3 この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

7-5 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

（NBC災害即応部隊の編成）

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「（〇〇消防本部）NBC災害即応部隊」と呼称する。

（土砂・風水害機動支援部隊の編成）

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備

えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第 11 条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第 12 条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。

(2) 後方支援体制の確立に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。

(5) 物資等の搬送計画に関すること。

(6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。

(7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。

(8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。

(3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。

(4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。

(5) 被災地における通信の確保に関すること。

(6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。

(7) 航空消防活動の支援に関すること。

(8) 宿営場所の設営に関すること。

(9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC 災害即応部隊の出動)

第 18 条 N B C 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、N B C 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

（土砂・風水害機動支援部隊の出動等）

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

（航空部隊の出動）

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

（集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

（1）集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

る。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支

援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第 1 順位 指揮支援隊長
- (2) 第 2 順位 都道府県大隊長
- (3) 第 3 順位 統合機動部隊長
- (4) 第 4 順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合にお

いて、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

- 第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - （2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）報道機関への対応に関すること。
 - （6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

- 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - （2）隊員の安全管理に関すること。
 - （3）都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - （4）被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - （5）被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - （6）指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - （7）他の都道府県大隊等との調整に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
 - 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

- 第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するも

のとする。

- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
 - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
 - 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
 - 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。

ただし、第 16 条第 2 項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、第 6 項及び第 8 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第 32 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 33 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第 34 条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）

等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

（医師等との連携）

第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

（消防機関との連携）

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

（指揮支援実施計画）

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）関係機関との活動調整に関すること。
- （4）現地合同調整所への参画に関すること。
- （5）情報連絡体制に関すること。
- （6）通信支援小隊との連携に関すること。
- （7）その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）情報連絡体制に関すること。

(4) その他必要な事項に関する事。

- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関する事。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関する事。
- (9) その他必要な事項に関する事。

- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第 7 章 その他

(消防本部等の訓練)

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで(第 4 号を除く。)及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

災害派遣・輸送

8 災害派遣・輸送

- 8－1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等
- 8－2 自衛隊の災害派遣要請の様式

資-8-2

資-8-13

8-1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

（1）事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第

1 1 2 号。以下「国民保護法」という。)に基づく国民の保護に関する対策

- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条第 1 項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表 1・2 のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に

使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表 1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部

表 2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記 2 の (1) と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記 2 の (2) のアからウまでと同様に行ない、前記第 2 の 1 の (1) のイの (イ) に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第 12 条第 2 項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）第 6 条に規定する緊急輸送車両確認証明書（別記第 6 号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記 (3) の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記 2 の (3) の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

（３）災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記（２）の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

（４）標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 千葉県公安委員会 殿 〇-〇〇-〇〇	地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 千葉県公安委員会 殿	緊急通行車両等事前届出書 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	年 月 日 千葉県公安委員会 印	号
自動車登録番号 〇-〇〇-〇〇	申請者住所 氏名	年 月 日 印	千葉県公安委員会 印	
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行って う車両にあつては は輸送人員又は 品名を記載)	1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 避難 (救助) の救助その他の保護 4 児童・生徒の応急教育 (整備・点検) 5 施設、設備の応急復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他の保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 9 緊急輸送確保のための措置 10 その他 11 緊急輸送 (人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()	備考	(注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
住 所 氏 名	() 局 番			
出 発 地				
備 考				

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。

3: 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第5号様式

(警察署) 第 号

緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県公安委員会 印

自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 その他 11 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ） 7. 人員輸送	
使用者	住所		
	氏名	() 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路		出発地	目的地
備考			

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。

3 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

様式第1（県要領関係）

第 号

地震防災 災害 応急対策用		緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
千葉県知事 殿		申請者 住所 氏名		印
自動車登録番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）		
使用者	住 所			
	氏 名	（ ） 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出 発 地		目 的 地
備 考				

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

様式第4 (第6条関係)

第 号

緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事 印

自動車登録番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）	
使用者	住所		
	氏名	（ ） 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路		出発地	目的地
備考			

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録（車両）番号			
緊急			
有効期限			年 月 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8-2 自衛隊の災害派遣要請の様式

災害派遣要請依頼書

千葉県知事

様

市町村長

第 年 月 日 号

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害情况及び派遣を要請する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

部隊撤収要請依頼書

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

資料編

9

医療関係

9 医療関係

- | | | |
|-----|----------------------|-------|
| 9－1 | 市内救急医療機関一覧 | 資-9-2 |
| 9－2 | 日本赤十字社千葉県支部救護業務組織編成表 | 資-9-3 |

9-1 市内救急医療機関一覧

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話
佐倉中央病院	佐倉市栄町 20-4	043-486-1311
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市下志津 564-1	043-462-8811
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台 2-36-2	043-486-1151
佐倉整形外科病院	佐倉市大崎台 4-3-5	043-483-2552

9-2 日本赤十字社千葉県支部救護業務組織編成表

(令和4年4月1日現在)

区分	名称	1 個班の編成	編成基準	摘 要
千葉県	日本赤十字社千葉県支部 [第1～第12 救護班]	医師(班長) 1 名 看護師長 1 名 看護師 2 名 薬剤師 1 名 主 事 2 名	成田赤十字病院に12 個班	本表外に予備救護班を千葉県赤十字血液センターに2 個班を編成。
	DMA T	医師(班長) 1 名 看護師長 1 名 看護師 1 名 主 事 2 名	成田赤十字病院に2 チーム	
血液搬送	千葉県赤十字血液センター 千葉県千葉港赤十字献血センター [血液製剤供給要員]	供給要員 2 名	千葉県赤十字血液センターに2 チーム	医療機関へ血液製剤を供給業務に従事する血液供給要員を登録・任命
奉仕団	千葉県赤十字奉仕団		千葉県赤十字地域奉仕団 千葉県青年赤十字奉仕団 千葉県赤十字安全奉仕団 千葉県赤十字看護奉仕団 千葉県赤十字語学奉仕団 成田赤十字病院ボランティア会 千葉県赤十字特殊救護奉仕団 千葉県赤十字安全水泳奉仕団 千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	各種奉仕団ごとの特色ある技術を生かした活動を実施する。 炊き出し、無線通信、応急手当、救護物資搬送、通訳避難所奉仕、救護班サポート、健康相談、ナビゲーター、避難所子どもたちに対する遊びや学習の支援等
防災ボランティア	防災ボランティアリーダー			災害発生時に、県単位のボランティアセンターを運営し、市町村または現地単位のボランティアセンターを支援する。また、平時には、研修等により知識・技術の向上に努める。
	防災ボランティア地区リーダー	市町村ごとに必要人員を配置する		災害発生時に、市町村または現地単位のボランティアセンターを運営し、ボランティアとして活動を申し出る個人等をコーディネートする。また、平時には、研修等により知識・技術の向上に努める。
	一般防災ボランティア			防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修を受け、防災ボランティアとして登録した個人

災害救助・被災者支援

10 災害救助・被災者支援

10-1	災害救助法における災害救助基準	資-10-2
10-2	被災者生活再建支援制度	資-10-6
10-3	佐倉市災害見舞金支給規則	資-10-27
10-4	罹災証明書	資-10-29
10-5	被災証明書	資-10-31
10-6	死亡者名簿・遺体処理票等	資-10-33

10-1 災害救助法における災害救助基準

(災害救助法施行細則第6関係)

令和4年4月1日現在

救助の種類	対 象	期 間	費用の限度額	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 ・高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる ・避難所生活が長期にわたる場合等において、避難所で避難生活している者への健康上配慮等により、ホテル等宿泊施設を借上げ、これを供与することができる。	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は原則2年以内 賃貸型応急住宅 災害発生の日から 供与期間は原則2年以内	建設型応急住宅 1. 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する 2. 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内 賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型応急住宅に準じる 2. 基準額 当該地域の実情に応じた額とする	1. 費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費とする 2. 原則として土地借料は含まれない 3. 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 4. 平均1戸あたり5,610,000円以内であればよい 5. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる) 6. 福祉仮設住宅(高齢者等の配慮を要するものに供する施設)を建設型応急住宅として設置できる

救助の種類	対 象	期 間	費用の限度額				備 考			
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受けもしくは災害により現に炊事できない者	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり 1,160円以内							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費				1. 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内		1. 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内				1. 現物給付に限ること		
		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全全流	壊焼出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			壊焼出	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半半床上浸水	壊焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			壊焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	災害発生の日から14日以内	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内				患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	分べんした日から7日以内	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費				1. 輸送費、人件費は別途計上			

救助の種類	対 象	期 間	費用の限度額	備 考
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1か月以内	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯あたりの限度額 1. 下記2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 : 4,500円 中学校生徒 : 4,800円 高等学校等生徒 : 5,200円	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	災害発生の日から10日以内	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金の額	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる

救助の種類	対 象	期 間	費用の限度額	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、 玄関等に障害物 が運びこまれて いるため生活に 支障をきたして いる場合で自力 では除去するこ とのできない者	災害発生の日 から 10 日以 内	1 世帯当たり 137,900 円以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	救助の実施が 認められる期 間以内	当該地域における通常の実費	

(災害救助法施行細則第 14 条第 1 項関係)

令和 4 年 4 月 1 日現在

	範 囲	期 間	費用の限度額	備 考
実費弁償	災害救助法施 行令第 10 条第 1 号から第 4 号 までに規定する 者	救助の実施が 認められる期 間以内	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士及び歯 科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師及び准 看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	時間外勤務手当及び旅 費は別途に定める額

10-2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法

発令 : 平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号

最終改正 : 令和 2 年 12 月 4 日法律第 69 号

改正内容 : 令和 2 年 12 月 4 日法律第 69 号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条—第五条）

第三章 被災者生活再建支援法人（第六条—第十七条）

第四章 国の補助等（第十八条—第二十条）

第五章 雑則（第二十条の二—第二十二条）

第六章 罰則（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって

構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円

三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十

万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

[平成一〇年十一月政令三六〇号により、平成一〇・一一・六から施行]

[平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続が

されていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

附 則〔平成一六年三月三十一日法律第一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一六年三月政令九八号により、平成一六・四・一から施行〕

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

（地方交付税法の一部改正）

第五条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年十一月一六日法律第一一四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一九年一二月政令三六〇号により、平成一九・一二・一四から施行〕

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害

見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔令和二年一二月四日法律第六九号〕

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

被災者生活再建支援法施行令

発令：平成 10 年 11 月 5 日政令第 361 号

最終改正：令和 3 年 5 月 10 日号外政令第 153 号

改正内容：令和 3 年 5 月 10 日号外政令第 153 号[令和 3 年 5 月 20 日]

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条〔平成一九年十一月法律一一四号により委任規定削除〕、第五条及び第二十一条〔現行＝二二条＝平成一六年三月法律一三号により改正〕の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。次条第三項において「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第三項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下この号及び次条第三項において「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。
- 3 前二項の規定は、法第二条第二号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千元」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

- 第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号（これらの規定を同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。
- 2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号又は第五項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号又は第五項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
 - 3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを

得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

(内閣府令への委任)

第五条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。

(合併市町村に係る特例)

2 令和十二年三月三十一日までに行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第二条第二号の政令で定める自然災害は、第一条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一 第一条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日直前の直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号において同じ。）が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

二 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、同条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

三 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により五（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものにあつては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が五万未満の合併関係市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前五年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であった区域であつて、その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となった合併関係市町村にあつては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併前の人口（当該合併

関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらの全ての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が五万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇三号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律〔平成一一年七月法律第八八号〕の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年三月三十一日政令第九九号〕

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則〔平成一七年六月二二日政令第二一六号〕

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。

附 則〔平成一九年一二月一二日政令第三六一号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

- 2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成二二年九月三日政令第一九二号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第一条第六号及び附則第二項の規定は、平成二十二年六月十一日以後に生じた自然災害について適用する。

附 則〔平成二五年六月二一日政令第一八七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年一月三〇日政令第三〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二六年五月法律第四二号〕（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔令和二年一二月四日政令第三四一号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年五月一〇日政令第一五三号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律〔令和三年五月法律第三〇号〕の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

被災者生活再建支援法施行規則

発令　　：平成 10 年 11 月 6 日総理府令第 68 号

最終改正：平成 19 年 12 月 12 日号外内閣府令第 85 号

改正内容：平成 19 年 12 月 12 日号外内閣府令第 85 号[平成 19 年 12 月 14 日]

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一号〔平成一九年十一月法律一一四号により削除〕及び第二号〔平成一九年十一月法律一一四号により削除〕、第十一条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第三条〔平成一九年一二月政令三六一号により全部改正〕第一号、第二号及び第六号、第四条〔平成一九年一二月政令三六一号により全部改正〕第一項第一号及び第二号並びに第六条〔現行＝五条＝平成一九年一二月政令三六一号により改正〕の規定に基づき、並びに被災者生活再建支援法を実施するため、被災者生活再建支援法施行規則を次のように定める。

（令第四条第一項の内閣府令で定める書面）

第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。

（指定の申請）

第二条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 四 法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書
 - 五 法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第三条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程の変更の認可の申請)

第四条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(法第十一条第三項の内閣府令で定める事項)

第五条 法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項
- 二 法第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項
- 三 法第四条第二項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項
- 四 運営委員会に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に関し必要な事項

(経理原則)

第六条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生的事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第七条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定（次条、第十条第二項及び第十一条第二項において「支援業務特別勘定」という。）を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第八条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定（以下本条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

- 2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第九条 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表

三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

- 2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。
- 4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第十条 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

- 2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

(予算の繰越し)

第十一条 支援法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

- 2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第十二条 法第十二条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

(収支決算書)

第十三条 法第十二条第二項の収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

一 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 支出予算の現額
- ホ 支出決定済額
- ヘ 翌事業年度への繰越額
- ト 不用額

(会計規程)

第十四条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

- 2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の公布の日から平成十一年三月三十一日までの間は、第五条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者と」とあるのは「精神薄弱者と」と、別表の七の項の第一欄及び第三欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。

附 則〔平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号〕

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一六年三月三十一日内閣府令第二七号〕

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成一七年三月四日内閣府令第一五号〕

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則〔平成一七年六月二二日内閣府令第七七号〕

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則（以下「新規則」という。）は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となっ

た世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。

附 則〔平成十九年一月三十一日内閣府令第一五号〕

この府令は、公布の日から施行する。

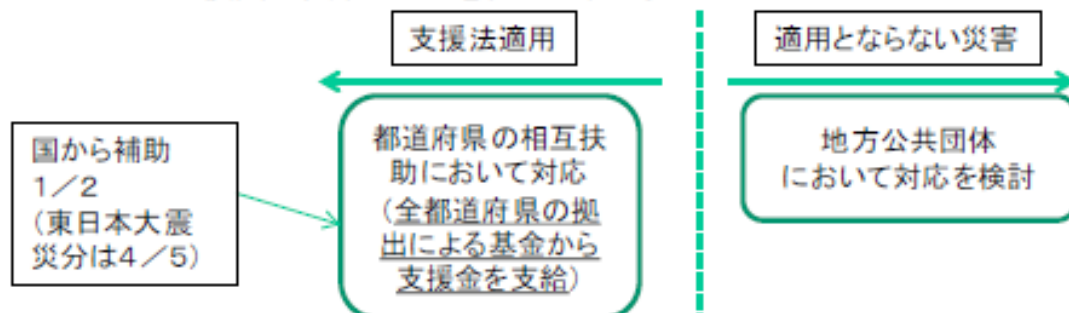
附 則〔平成十九年一二月一二日内閣府令第八五号〕

この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (被害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (被害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害割合20%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間)	基礎支援金: 災害発生日から13月以内 加算支援金: 災害発生日から37月以内

10-3 佐倉市災害見舞金支給規則

平成14年 3月29日規則第55号
改正 平成24年 7月 6日規則第25号
改正 平成25年 2月15日規則第 4号
平成25年10月 1日横書き施行

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市災害対策条例（平成14年佐倉市条例第23号。以下「条例」という。）第36条の規定による災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象の災害)

第2条 災害見舞金の支給の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害とする。

(支給の対象者)

第3条 災害見舞金の支給の対象となる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者で、災害により現に自己の居住している住家に被害を受け、又は本市内において発生した災害により死亡若しくは傷害を受けた者とする。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の場合において、同一又は複数の災害が重複して発生した場合の住宅の被害に対する災害見舞金は、支給額の多い災害を支給の対象とする。
- 3 第1項の場合において、傷害に対する災害見舞金を受給した者がその後の経過により当該災害を原因として死亡したときは、その差額を支給の対象とする。

(支給の決定)

第5条 市長は、災害が発生したときは、直ちにその状況を調査の上、災害見舞金の支給を決定し、災害見舞金を支給するものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金を支給しないことができるものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 被災者が防災に関する市長又は関係機関の指示に従わなかったために被害を受けたとき。

(災害見舞金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により災害見舞金の支給を受けた者があるときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、平成13年10月1日以後に発生した災害に係る災害見舞金から適用する。

(経過措置)

2 平成13年10月1日から施行日前までの間に発生した災害に係る災害見舞金の支給の額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき額から当該災害に係る見舞金として市が既に支給した額を差し引いた額とする。

附 則（平成24年7月6日規則第25号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第4号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

被害の程度	災害見舞金の額	
全壊	1世帯につき	200,000円
半壊	1世帯につき	80,000円
床上浸水	1世帯につき	80,000円
死亡	1人につき	200,000円
傷害（1月以上）	1人につき	50,000円

備考

- 1 全壊とは、住家が滅失したもので、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50パーセント以上に達した程度のものとする。
- 2 半壊とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元どおりに使用できるもので、住家の損壊部分とその住家の延べ面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
- 3 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 死亡とは、災害が原因で死亡し、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
- 5 傷害とは、災害により負傷し、1月以上の傷害と診断されたものとする。

10-4 罹災証明書

災 害 に よ る 罹 災 証 明 願

年 月 日

(宛先) 佐 倉 市 長

願出人	住 所	電 話 (日中連絡が取れやすいもの) ()
	ふりがな	罹災者との関係 ☐ 本人 ☐ 同居の家族 ☐ その他 () ※要委任状
	氏 名	

下記により罹災したので証明願います。

記

罹災者 (願出人と 同じ場合は 記載不要)	住 所		電 話 (日中連絡が取れやすいもの) ()
	ふりがな		世帯主との関係 ☐ 本人 ☐ 続柄 ()
	氏 名		
	世帯主 (本人以外の場合に記載) ※証明書は世帯主名で発行します		ふりがな 氏 名
罹災原因	年 月 日の による		
罹災建物 所在地等	佐倉市 (罹災者住所と同じ場合は記載不要) ※非住家への罹災証明書の発行はできません。(「被災証明書」を発行します。)		
被害状況			

罹災者本人又は同居の家族以外の方が願い出る場合は、次の委任状にご記入ください。

委任状	
願出人を罹災者の代理人と認め、罹災証明書の願出・受領について委任します。	
年 月 日	委任者(罹災者等) 住 所 _____
	氏 名 _____ 印

- (注) 1. 上記必要事項に記載及び、☐に☒チェックしてください。
 2. 被害状況がわかる写真を添付してください。
 3. 本証明願の受領後、職員による罹災建物の外観調査を行います。罹災者等の立ちはい必要ですが敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご理解ください。

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

※ 被災住家 の 所在地	
住家※の被害の 程度	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

佐倉市長

10-5 被災証明書

災害による被災証明願

年 月 日

(宛先) 佐 倉 市 長

願出人	住 所	電 話 (日中連絡が取れやすいもの) ()
	ふりがな	被災者との関係 ☐ 本人 ☐ 同居の家族 ☐ その他 () ※要委任状
	氏 名	

下記により被災したので証明願います。

記

被災者 (願出人と同じ場合は 記載不要)	住 所	電 話 (日中連絡が取れやすいもの) ()
	ふりがな	世帯主 (本人以外の場合に記載)
	氏 名	氏 名
被災原因	年 月 日の による	
被災 所在地	佐倉市 (被災者住所と同じ場合は記載不要)	
使用目的	☐ 保険請求 ☐ 会社提出 ☐ 被災者支援制度 ☐ その他 ()	
被害状況		

被災者本人又は同居の家族以外の方が願い出る場合は、次の委任状にご記入ください。

委任状	
願出人を被災者の代理人と認め、被災証明書の願出・受領について委任します。	
年 月 日	
委任者 (被災者等)	住 所 _____
氏 名 _____	㊞

(注) 1. 上記必要事項に記載及び、☐に☒チェックしてください。

2. 被害状況がわかる写真を添付してください。

3. 住家以外の動産等、罹災証明の対象とならない被害について、写真等で被災したことを証明するものです。そのため、現地調査は行わず、被害程度についても判定しません。

被災証明書

被災者住所	
被災者氏名	
災害名	
災害発生年月日	年 月 日
被災場所	
備 考	
発行番号	

上記災害に被災したことを証明します。

なお、この証明書は、上記災害による損害の程度および過失の有無を明らかにするものではありません。

年 月 日

佐倉市長

10-6 死亡者名簿・遺体処理票等

1. 死亡者名簿

種 別	1. 身元不明 2. 身元引受人なし 3. その他						災害遺体番号	第 号
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者 氏 名		
住 所							届出人 (氏名)	
遺 体 の 現 場							(住所)	
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							処理状況	

種 別	1. 身元不明 2. 身元引受人なし 3. その他						災害遺体番号	第 号
氏 名		性別		年齢	歳位	受付者 氏 名		
住 所							届出人 (氏名)	
遺 体 の 現 場							(住所)	
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							処理状況	

2. 氏名札

佐倉市災害遺体	
第	号
氏 名	

3. 遺体処理票

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	遺体発見の 日時・場所	
引受人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺留品	処理番号	
	保管所	
備考（身元不明の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺体収容所		

4. 遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引受人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
死亡者	災害遺体番号	第 号
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

資料編

1 1

水防関係

1 1 水防関係

1 1 - 1	浸水想定区域内の要配慮者施設一覧	資-11-2
1 1 - 2	佐倉市水防班活動拠点一覧	資-11-3
1 1 - 3	水防倉庫設置場所別備品資機材一覧	資-11-4
1 1 - 4	雨水排水ポンプ施設概要	資-11-5

11-1 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

(令和4年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	施設の種別
1	臼井幼稚園	佐倉市臼井田 2435	学校
2	佐倉城南幼稚園	佐倉市鎗木町 1-5	学校
3	臼井保育園	佐倉市臼井田 2379	社会福祉施設
4	さくら敬愛保育園	佐倉市山王 1-9	社会福祉施設
5	かえで保育園さくら駅前	佐倉市表町 1-13-21	社会福祉施設
6	リブドミトリー愛	佐倉市山崎 190-17	社会福祉施設
7	ニューコート佐倉	佐倉市表町 3-2-14	社会福祉施設
8	ソルシアス佐倉	佐倉市宮前 3-15-1	社会福祉施設
9	ソルシアス佐倉デイリハ	佐倉市鎗木町 2-7-1	社会福祉施設
10	デイサービスセンタープロログ	佐倉市表町 3-2-14	社会福祉施設
11	ういず・ユー 早稲田イーライフ佐倉	佐倉市表町 1-3-3 嘉倉ビル 1A	社会福祉施設
12	ヤックスデイサービス佐倉寺崎	佐倉市寺崎北 2-2-1 ヤックスドラッグ佐倉寺崎店内	社会福祉施設
13	デイサービスよろこび	佐倉市臼井田 2385-2	社会福祉施設
14	とうくる	佐倉市臼井田 2320-3	社会福祉施設
15	あらた	佐倉市鎗木町 2-7-17 2 階	社会福祉施設
16	こばんはうすさくら佐倉うすい教室	佐倉市臼井 53-3	社会福祉施設
17	おもちゃ箱さくら	佐倉市表町 1-14-21 1 階	社会福祉施設
18	あらた京成佐倉事業所	佐倉市宮前 3-4-10 ラポール観山 2 階	社会福祉施設
19	さくら総合発達支援センターホープ	佐倉市鎗木町 399-21	社会福祉施設
20	さくらホーム	佐倉市表町 4-4-8	社会福祉施設
21	フォーリーフナゲット佐倉駅前	佐倉市栄町 12-2	社会福祉施設
22	佐倉整形外科病院	佐倉市大崎台 4-3-5	医療施設
23	佐倉中央病院	佐倉市栄町 20-4	医療施設

11-2 佐倉市水防班活動拠点一覧

(令和4年4月1日現在)

対象河川・地区	水防倉庫設置場所
千成	千成1号公園 (千成一丁目)
佐倉川(飯田)	宮前市有地 (宮前三丁目)
高崎川北岸(鐺木町)	小沼街区公園 (鐺木町二丁目)
高崎川南岸(表町①) ※樋之口橋より下流	高崎川南公園 (表町二丁目)
高崎川南岸(表町②) ※樋之口橋より上流	浅間前公園 (表町四丁目)
印旛沼低地排水路周辺(臼井田)	臼井中継ポンプ場 (臼井田)
鹿島川(田町)	市営御三階駐車場 (城内町)
井野川(小竹)	—————
手繰川(臼井台)	長谷津街区公園 (南臼井台)
井野	大野公園付近市有地 (井野)
中志津、上志津	大境公園 (中志津)

11-3 水防倉庫設置場所別備品資機材一覧

(令和4年4月1日現在)

水防倉庫 設置場所 資機材名	浅間前 公園	白井中継 ポンプ場	御三階 駐車場	宮前 私有地	千成1号 公園	長谷津 街区公園	小沼街区 公園	高崎川南 街区公園	大野公園 付近 市有地	大境公園
土のう袋	100	100	100	100	400	100	100	100	100	100
スコップ	10	5	5	6	5	5	12	20	5	5
エンジンポンプ	3	1	1	1		1	3	3	1	
発電機	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
水中ポンプ	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1
投光器	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
コードリール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
懐中電灯	5	5	5	5	5	5	5	6	5	5
掛けや	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
トラロープ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一輪車	2	2	1	1		2	2	2	1	
リヤカー					1					
メガホン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バケツ	3	2	2	4	5	2	5	5	2	2
軍手	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
鎌	2	1	1	1		1	1	1	1	1
のこぎり	1	1	1	1		1	1	2	1	1
工具箱	1	1	1	1		1	1	1	1	1
バール	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
木杭	12	12	12	12		12	12	12	12	12
救助ロープ	1						1	1		
ライフジャケット	4						22	23		

11-4 雨水排水ポンプ施設概要

1. 高崎川関連雨水排水ポンプ施設概要

(令和4年1月31日現在)

	施設名称	施設規模	ポンプ形式 吐出力 (m ³ /min)	設置 場所	ゲート形式	整備年度	水位計 の方式	ポンプの メーカー	自発 装置
左岸	竜灯橋 排水ポンプ場	φ400 mm * 1 基	水中軸流 (ゲート) ポンプ 20.0 * 1 = 20.0	表町 2 丁目 地先	ゲートポンプ	H5.11 H9 ビット増設 H16 OH R 元 交換	投込圧力式	日立 インダス トリアル プロダク ツ	あり
		φ200 mm * 1 基	2.5 * 1 = 2.5		なし	H10 増設	なし 手動方式	新明和 工業	
	高崎川 南公園前 排水ポンプ場	φ400 mm * 2 基	水中モーターポンプ 20.0 * 2 = 40.0	表町 2 丁目 地先	電動式 スルースゲート	H11.2	投込圧力式	日立 製作所	なし
	法務局前 排水ポンプ場	φ300 mm * 2 基	水中ブレードレス モーターポンプ 11.0 * 2 = 22.0	表町 1 丁目 地先	フラップゲート	H11.2 H31.3 交換	投込圧力式	荏原 製作所	なし
	表町区民 センター前 排水ポンプ場	φ80 mm * 2 基	水中(マンホール) ポンプ 0.7 * 2 = 1.4	表町 3 丁目 地先	なし	H10.12 H31.3 移設	投込圧力式 フロート式 (異常高水位)	鶴見 製作所	なし
	六崎調整池 ポンプ施設	φ150 mm * 2 基	水中モーターポンプ 2.13 * 2 = 4.26	表町 4 丁目 地先	手動式ゲート (調整塔内)	H12.3	なし 手動方式	日立 製作所	なし
	表町 3 丁目 地先 排水ポンプ場	φ300 mm * 3 基	水中モーターポンプ 10.0 * 3 = 30.0	表町 3 丁目 地先	電動式 スルースゲート	H15.9	投込圧力式 フロート式 (異常低水位)	荏原 製作所	なし
右岸	小沼街区 公園内 排水ポンプ場	φ300 mm * 2 基	水中モーターポンプ 10.0 * 2 = 20.0	鎗木町 2 丁目 地先	なし	H5.3 H9 増設 H16 交換 H17 交換 H29 交換	投込圧力式	荏原 製作所	あり
	樋之口橋排水 ポンプ場	φ200 mm * 2 基	水中モーターポンプ 4.44 * 2 = 8.88	鎗木町 地先	電動式 スルースゲート	H12.3	投込圧力式 フロート式 (異常低水位)	鶴見 製作所	なし
	鎗木町 2 丁目 排水ポンプ場	φ300 mm * 2 基 φ150 mm * 1 基	水中モーターポンプ 10.02 * 2 + 2.0 * 1 = 22.04	鎗木町 地先	電動式 スルースゲート	H14.3	投込圧力式 フロート式 (異常低水位)	荏原 製作所	なし
仮設 ポンプ	竜灯橋 仮設ポンプ	φ300 mm * 2 基	水中モーターポンプ 10.0 * 2 = 20.0	表町 2 丁目 地先	なし	H14.9	フロート式	荏原 製作所	あり
	表町区民 センター前 仮設ポンプ	φ300 mm * 1 基	水中モーターポンプ 10.0 * 1 = 10.0	表町 3 丁目 地先		H14.9 H31.3 移設		鶴見 製作所	なし
	佐倉警察署協 仮設ポンプ	φ300 mm * 1 基	水中モーターポンプ 10.0 * 1 = 10.0	表町 3 丁目 地先		H14.9		荏原 製作所	
	小沼 仮設ポンプ	φ300 mm * 2 基	水中モーターポンプ 10.0 * 2 = 20.0	鎗木町 2 丁目 地先		H14.9 (1 号機) R2.9 (2 号機)		荏原 製作所 鶴見 製作所	あり
	表町 4 丁目 仮設ポンプ	φ300 mm * 1 基	水中モーターポンプ 10.0 * 1 = 10.0	表町 4 丁目 地先		H27.3		荏原 製作所	なし

2. その他雨水排水ポンプ施設概要

(令和4年1月31日現在)

施設名称	施設規模	ポンプ形式 吐出力 (m^3/min)	設置場所	ゲート形式	整備年度	水位計 の方式	ポンプの メーカー	自発 装置
田町調整池 排水ポンプ	$\phi 300 \text{ mm}$ *2基	水中モーター ポンプ $11.0 * 2 = 22.0$	田町 121 番地先	なし	H2	投込圧力式 (運転・停止) フロート式 (異常高水位・ 異常低水位)	日立 製作所 新明和 工業	あり
東急上志津団地 排水ポンプ	$\phi 300 \text{ mm}$ *1基	水中モーター ポンプ $11.0 * 1 = 11.0$	上志津 1673 番 地先	なし	H20.3 R4.1 交換	フロート式	荏原 製作所	なし
太田調整池 排水ポンプ場	$\phi 450 \text{ mm}$ *2基	水中モーターポンプ $25.8 * 2 = 51.6$	山王 1 丁目地先	電動式 スルースゲート	S60.7	投込圧力式	日立 製作所	あり
	$\phi 700 \text{ mm}$ *1基	エンジンポンプ $50.4 * 1 = 50.4$						
寺崎北部調整池 排水ポンプ場	$\phi 300 \text{ mm}$ *1基	水中モーター ポンプ $8.3 * 1 = 8.3$	寺崎北 6 丁目地先	なし	H26	投込圧力式	荏原 製作所	なし
中志津 北部調整池 仮設ポンプ	$\phi 300 \text{ mm}$ *2基	水中モーター ポンプ $11.5 * 2 = 23.0$	中志津 2 丁目地先	なし	H29.5	フロート式	荏原 製作所	なし

資料編

1 2

土砂災害危険箇所等

12 土砂災害危険箇所等

- | | | |
|------|---------------------------------|---------|
| 12-1 | 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域一覧 | 資-12-2 |
| 12-2 | 山腹崩壊危険地区一覧 | 資-12-9 |
| 12-3 | 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧 | 資-12-10 |

12-1 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和4年4月1日現在)

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
1	I-0260	臼井	平成24年9月14日	○	○	平成23年11月22日
2	I-0261	臼井台	平成24年9月14日	○	○	平成23年11月22日
3	I-0262	臼井台2		○	○	平成23年11月22日
4	I-0265	下根1		○	○	平成23年11月22日
5	I-0266	下根2		○	○	平成23年11月22日
6	I-0270	岩名1	平成22年9月3日	○	○	平成23年11月22日
7	I-0271	岩名2	平成22年11月16日	○	○	平成23年11月22日
8	I-0273	山崎	平成17年3月18日	○	○	平成23年11月22日
9	I-0277	鎗木1	平成15年7月11日 ※I-0278,0280と同一	○	○	平成23年11月22日
10	I-0278	鎗木2	平成15年7月11日 ※I-0277,0280と同一	○	○	平成23年11月22日
11	I-0279	鎗木3		○	○	平成23年11月22日
12	I-0280	鎗木町	平成15年7月11日 ※I-0277,0278と同一	○	○	平成23年11月22日
13	I-0282	土浮		○	○	平成23年11月22日
14	I-0286	飯野1		○	○	平成23年11月22日
15	I-0287	飯野2		○	○	平成23年11月22日
16	I-0291	大佐倉2		○	○	平成23年11月22日
17	I-0292	鎗木町2	昭和47年9月26日 ※I-0289と同一	○	○	平成23年11月22日
18	I-0293	長熊		○	○	平成23年11月22日
19	I-0294	六崎	昭和62年7月14日	○	○	平成23年11月22日
20	I-0296	上勝田2		○	○	平成23年11月22日
21	I-1280	臼井田		○	○	平成23年11月22日
22	I-1284	城内町		○	○	平成23年11月22日
23	I-1285	六崎2		○	○	平成23年11月22日
24	I-1477	小竹5		○	○	平成23年11月22日
25	I-1478	臼井台4		○	○	平成23年11月22日
26	I-1479	臼井台5		○	○	平成23年11月22日
27	I-1480	下根4		○	○	平成23年11月22日
28	I-1481	大佐倉4		○	○	平成23年11月22日
29	I-1482	鎗木町8		○	○	平成23年11月22日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
30	I-1483	宮小路町 1		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
31	I-1484	上志津 2		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
32	I-1485	羽鳥 1	平成 23 年 4 月 19 日	○	○	平成 23 年 11 月 22 日 令和元年 8 月 6 日
33	I-1486	寺崎 2	平成 16 年 4 月 9 日 ※Ⅱ-1148 と同一	○	○	平成 23 年 11 月 22 日
34	I-1487	寺崎 3		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
35	I-1488	米戸 1		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
36	I-2072	臼井 8		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
37	I-2073	臼井 9		○	○	平成 23 年 11 月 22 日
38	I-0259	右京谷津	昭和 62 年 10 月 6 日	○	○	平成 24 年 7 月 6 日
39	I-0268	並木町	昭和 62 年 7 月 14 日	○	○	平成 24 年 7 月 6 日
40	I-0272	岩名 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
41	I-0274	上志津		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
42	I-0275	城内		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
43	I-0285	飯田	平成 4 年 9 月 4 日	○		平成 24 年 7 月 6 日
44	I-0289	裏新町	昭和 47 年 9 月 26 日 ※Ⅰ-0292 と同一	○	○	平成 24 年 7 月 6 日
45	I-1281	臼井台	平成 5 年 2 月 19 日	○		平成 24 年 7 月 6 日
46	I-1282	鐙木町 3	平成 11 年 11 月 12 日 ※Ⅱ-1152 と同一	○	○	平成 24 年 7 月 6 日
47	I-060001	岩名 7	平成 22 年 11 月 16 日 ※Ⅱ-1120 と同一	○	○	平成 24 年 7 月 6 日
48	I-060002	栄 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
49	I-060005	裏新町 2		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
50	Ⅱ-1080	土浮 2		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
51	Ⅱ-1081	土浮 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
52	Ⅱ-1094	小竹 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
53	Ⅱ-1097	小竹 6		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
54	Ⅱ-1098	小竹 7		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
55	Ⅱ-1100	臼井田 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
56	Ⅱ-1101	臼井 3		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
57	Ⅱ-1102	臼井 4		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
58	Ⅱ-1103	臼井 5		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
59	Ⅱ-1106	臼井台 6		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
60	Ⅱ-1107	臼井台 7		○	○	平成 24 年 7 月 6 日
61	I-0263	栄 1		○	○	平成 25 年 3 月 19 日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
62	I-0264	栄 2		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
63	I-060003	栄 4		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
64	I-060004	栄 5		○		平成 25 年 3 月 19 日
65	II-1108	臼井 6		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
66	II-1109	臼井 7		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
67	II-1110	臼井 10		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
68	I-0290	臼井 14		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
69	I-060006	江原 2		○	○	平成 25 年 3 月 19 日
70	I-0267	海隣寺	昭和 56 年 5 月 4 日	○	○	平成 27 年 6 月 5 日
71	I-0284	飯野 3		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
72	II-1082	土浮 4		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
73	II-1083	土浮 5		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
74	II-1091	青菅 1		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
75	II-1092	小竹 1		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
76	II-1093	小竹 2		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
77	II-1095	小竹 4		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
78	III-0088	小竹 8		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
79	III-0092	小竹 9		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
80	II-1099	臼井田 2		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
81	II-7034	臼井田 4		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
82	II-1113	臼井田 5		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
83	II-1115	臼井田 7		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
84	II-1116	臼井田 8		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
85	II-1111	臼井 11		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
86	II-1112	臼井 12		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
87	II-1118	岩名 4		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
88	II-1119	岩名 5		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
89	III-0091	岩名 8		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
90	II-1121	下根 3		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
91	II-1127	飯田 4		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
92	II-1124	飯田 6		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
93	II-1125	飯田 8		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
94	II-1129	飯田 10		○	○	平成 27 年 6 月 5 日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
95	Ⅱ-1130	飯田 11		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
96	Ⅱ-1135	王子台 3		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
97	Ⅱ-7031	臼井台 8		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
98	Ⅱ-7035	江原 1		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
99	Ⅱ-060037	大佐倉 7		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
100	Ⅲ-0097	鐺木町 12		○	○	平成 27 年 6 月 5 日
101	Ⅰ-060011	飯田 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
102	Ⅱ-1117	飯野 5		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
103	Ⅱ-1120	岩名 6	平成 22 年 11 月 16 日 ※Ⅰ-060001 と同一	○	○	平成 29 年 5 月 30 日
104	Ⅱ-060056	岩名 9		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
105	Ⅱ-1123	角来 3		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
106	Ⅱ-060060	角来 4		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
107	Ⅱ-1134	大佐倉 5		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
108	Ⅱ-1140	山崎 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
109	Ⅱ-1141	山崎 3		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
110	Ⅱ-1145	吉見 1		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
111	Ⅱ-1146	吉見 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
112	Ⅱ-1148	寺崎 1	平成 16 年 4 月 9 日 ※Ⅰ-1486 と同一	○	○	平成 29 年 5 月 30 日
113	Ⅱ-1151	鐺木町 10		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
114	Ⅱ-1152	鐺木町 11	平成 11 年 11 月 12 日 ※Ⅰ-1282 と同一	○	○	平成 29 年 5 月 30 日
115	Ⅱ-060057	鐺木町 13		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
116	Ⅱ-060059	鐺木町 14		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
117	Ⅱ-1153	六崎 4		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
118	Ⅱ-1155	高岡 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
119	Ⅱ-1183	七曲 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
120	Ⅱ-6917	新町		○		平成 29 年 5 月 30 日
121	Ⅱ-060058	城内町 2		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
122	Ⅲ-0085	飯野町 1		○	○	平成 29 年 5 月 30 日
123	Ⅲ-1070	新臼井田 1		○		平成 29 年 5 月 30 日
124	Ⅰ-0258	角来	平成 8 年 4 月 5 日	○	○	令和元年 8 月 6 日
125	Ⅰ-0283	萩山		○	○	令和元年 8 月 6 日
126	Ⅰ-0288	富士見		○	○	令和元年 8 月 6 日
127	Ⅰ-1379	高座木	平成 11 年 12 月 7 日 平成 14 年 6 月 25 日追加	○	○	令和元年 8 月 6 日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
128	Ⅱ-060062	羽鳥 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
129	Ⅱ-060063	羽鳥 3	平成 16 年 10 月 29 日	○	○	令和元年 8 月 6 日
130	Ⅰ-060019	羽鳥 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
131	Ⅱ-060064	六崎 5		○	○	令和元年 8 月 6 日
132	Ⅰ-2029	六崎 6	昭和 62 年 7 月 14 日	○	○	令和元年 8 月 6 日
133	Ⅰ-060012	上志津 5		○	○	令和元年 8 月 6 日
134	Ⅰ-060013	城内町 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
135	Ⅰ-060014	鎗木町 15		○	○	令和元年 8 月 6 日
136	Ⅰ-060015	鎗木町 16		○	○	令和元年 8 月 6 日
137	Ⅰ-060017	千成 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
138	Ⅱ-1159	大篠塚 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
139	Ⅱ-1160	大篠塚 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
140	Ⅱ-1163	大篠塚 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
141	Ⅰ-060018	大篠塚 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
142	Ⅱ-1114	臼井田 6		○	○	令和元年 8 月 6 日
143	Ⅲ-0094	臼井田 9		○	○	令和元年 8 月 6 日
144	Ⅰ-060020	臼井田 10		○	○	令和元年 8 月 6 日
145	Ⅱ-1173	岩富町 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
146	Ⅱ-1175	岩富町 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
147	Ⅲ-1079	岩富町 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
148	Ⅲ-0099	岩富町 5		○	○	令和元年 8 月 6 日
149	Ⅰ-060021	岩富町 6		○	○	令和元年 8 月 6 日
150	Ⅰ-060022	岩富町 7		○	○	令和元年 8 月 6 日
151	Ⅱ-1085	土浮 7		○	○	令和元年 8 月 6 日
152	Ⅱ-1086	土浮 8		○	○	令和元年 8 月 6 日
153	Ⅲ-0084	萩山新田 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
154	Ⅱ-1087	萩山新田 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
155	Ⅱ-1088	萩山新田 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
156	Ⅱ-1089	萩山新田 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
157	Ⅱ-1090	萩山新田 5		○	○	令和元年 8 月 6 日
158	Ⅱ-1128	飯田干拓 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
159	Ⅱ-1136	江原新田 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
160	Ⅱ-1137	江原新田 2		○	○	令和元年 8 月 6 日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
161	Ⅲ-1073	江原新田 3		○		令和元年 8 月 6 日
162	Ⅲ-0096	江原新田 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
163	Ⅱ-1143	大佐倉 6		○	○	令和元年 8 月 6 日
164	Ⅱ-1156	八木 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
165	Ⅱ-1157	八木 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
166	Ⅲ-0098	八木 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
167	Ⅱ-1158	直弥 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
168	Ⅱ-060065	直弥 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
169	Ⅱ-1162	馬渡 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
170	Ⅱ-1164	小篠塚 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
171	Ⅱ-1165	小篠塚 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
172	Ⅱ-1166	坂戸 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
173	Ⅱ-1167	岩富 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
174	Ⅱ-1168	岩富 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
175	Ⅱ-1169	岩富 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
176	Ⅱ-1170	岩富 4		○	○	令和元年 8 月 6 日
177	Ⅱ-1171	岩富 5		○	○	令和元年 8 月 6 日
178	Ⅱ-1172	岩富 6		○	○	令和元年 8 月 6 日
179	Ⅱ-1177	岩富 8		○	○	令和元年 8 月 6 日
180	Ⅱ-1178	岩富 9		○	○	令和元年 8 月 6 日
181	Ⅱ-1179	岩富 10		○	○	令和元年 8 月 6 日
182	Ⅱ-7038	岩富 11		○	○	令和元年 8 月 6 日
183	Ⅱ-1180	飯塚 15		○	○	令和元年 8 月 6 日
184	Ⅱ-1181	飯塚 16		○	○	令和元年 8 月 6 日
185	Ⅲ-0100	飯塚 17		○	○	令和元年 8 月 6 日
186	Ⅲ-1080	飯塚 18		○	○	令和元年 8 月 6 日
187	Ⅱ-1182	七曲 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
188	Ⅲ-1081	七曲 3		○	○	令和元年 8 月 6 日
189	Ⅱ-1184	西御門 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
190	Ⅱ-7036	王子台 2		○	○	令和元年 8 月 6 日
191	Ⅲ-0086	飯野 6		○	○	令和元年 8 月 6 日
192	Ⅲ-0090	飯野 7		○	○	令和元年 8 月 6 日
193	Ⅲ-0087	飯田 1		○	○	令和元年 8 月 6 日

番号	土砂災害 危険箇所番号	箇所名	急傾斜地崩壊危 険区域指定状況 (指定年月日)	土砂災害警戒区域等指定状況		
				土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	区域 告示日
194	Ⅲ-0089	飯田 12		○	○	令和元年 8 月 6 日
195	Ⅲ-1071	上座 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
196	Ⅲ-1074	生谷 1		○		令和元年 8 月 6 日
197	Ⅲ-1076	宮本		○	○	令和元年 8 月 6 日
198	Ⅲ-1078	上別所 1		○	○	令和元年 8 月 6 日
199	I -060016	鎚木町 17		○	○	令和 2 年 3 月 17 日
200	Ⅱ-7037	上志津 3		○	○	令和 2 年 11 月 13 日
201	Ⅱ-1154	高岡 1		○	○	令和 3 年 1 月 15 日
202	I -0269	角来 2	平成 21 年 4 月 7 日	○	○	令和 3 年 5 月 11 日
203	I -0276	千成 1		○	○	令和 3 年 5 月 28 日
204	I -2031	大蛇町 1		○	○	令和 3 年 5 月 28 日

12-2 山腹崩壊危険地区一覧

(令和3年3月31日現在)

連番	危険地区番号	大字	字
1	1	萩山新田	上ノ山
2	2	飯野町	乙
3	3	下根	上代
4	4	山崎	道上
5	5	角来	辺田
6	6	臼井	小笹台
7	7	臼井田	宿内
8	8	大佐倉	入子
9	10	直弥	本郷
10	13	羽鳥	台
11	14	飯野	高座木
12	15	飯野	天王
13	16	小篠塚	田端
14	17	大篠塚	竜替
15	18	萩山新田	夫田賀作
16	19	飯野	新坂
17	20	土浮	花輪
18	21	岩富町	台畑
19	22	小竹	後宮
20	23	臼井田	御屋敷
21	24	下根	大下

12-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

(令和4年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	施設の種別
1	弥富幼稚園	佐倉市岩富町 145	学校
2	あずみ苑高岡	佐倉市高岡 479-1	社会福祉施設
3	生活クラブ風の村さくら	佐倉市山崎 529-1	社会福祉施設
4	さくら苑	佐倉市鎗木町 346	社会福祉施設
5	エクセレントケア志津	佐倉市上志津 1316-1	社会福祉施設
6	ロイヤルレジデンス佐倉	佐倉市鎗木町 1194-1	社会福祉施設
7	弥富あさくら	佐倉市岩富町 541	社会福祉施設
8	サポートオール	佐倉市臼井台 1257	社会福祉施設
9	生活クラブ風の村あかとんぼ飯野	佐倉市飯野 185-4	社会福祉施設
10	生活クラブ風の村重心通所さくら	佐倉市山崎 488	社会福祉施設
11	コミュニティカフェ れんげ&ラッキーハウス	佐倉市宮小路町 4-16	社会福祉施設
12	ワークショップかぶらぎ	佐倉市鎗木町 352-2	社会福祉施設

激甚災害指定基準等

13 激甚災害指定基準等

- | | | |
|------|------------|--------|
| 13－1 | 激甚災害指定基準 | 資-13-2 |
| 13－2 | 局地激甚災害指定基準 | 資-13-5 |

13-1 激甚災害指定基準

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正昭和四十年二月十七日
同四十七年八月十一日
同五十六年四月十日
同五十六年十月十四日
同五十七年九月十日
同五十八年七月九日
平成十二年三月二十四日
同十二年十月三十一日
同十九年二月二十七日
同二十一年三月十日
同二十八年二月九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。

（2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。

2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害によ

り法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

４ 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおそれとその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

５ 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

６ 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの。

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

13-2 局地激甚災害指定基準

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正昭和四十六年十月十一日

同五十六年十月十四日

同五十八年六月十一日

平成十二年三月二十四日

同十九年二月二十七日

同十九年四月十九日

同二十年七月三日

同二十一年三月十日

同二十三年一月十三日

同二十八年二月九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村(当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一以上ある災害(上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。)ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村(当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一以上ある災害(上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。)

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の一・五倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村(当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

自主防災組織関係

1 4 自主防災組織関係

1 4 - 1 自主防災組織一覧

資-14-2

14-1 自主防災組織一覧

(令和3年12月現在)

佐倉地区 (23 団体)

1	田町第一町内会自主防災組織
2	将門町自主防災会
3	鐺木町町内会連合会自主防災会
4	千成自治会自主防災会
5	宮前ローズタウン自主防災会
6	本町町内会連合会自主防災組織
7	飯田地区自主防災組織
8	ハッコー佐倉マンション自主防災班
9	ハイホーム佐倉自治会
10	栄町町内会防災委員会
11	弥勒町自主防災組織
12	さくらが丘自治会自主防災組織
13	海隣寺町内会自主防災組織
14	堀之内防災きずな会
15	白銀ニュータウン自主防災組織
16	宮前三丁目自主防災会
17	エステプラザ京成佐倉駅前自主防災組織
18	飯田柏葉町内会自主防災組織
19	モアクレスト自主防災組織
20	大佐倉区自主防災組織
21	野狐台町自主防災組織
22	鍋山町自主防災組織
23	大蛇町町内会自主防災組織

臼井地区 (19 団体)

1	臼井田自主防災組織
2	臼井新町自主防災会
3	野口会自主防災会
4	ニッコー団地町会自主防災会
5	王子台6丁目自主防災組織
6	江原台自治会自主防災委員会
7	上宿町内自主防災会
8	稲荷台二丁目自主防災会
9	八幡台自主防災会
10	王子台1丁目自主防災組織
11	稲荷台4丁目自主防災会
12	王子台5丁目町内会自主防災組織
13	稲荷台1丁目自主防災会
14	稲荷台3丁目自主防災会

15	アパガーデンプレイス自主防災組織
16	台町自主防災会
17	下宿町内会自主防災会
18	真野台町会自主防災・介護の会
19	王子台4丁目町内会自主防災組織

志津地区 (49 団体)

1	ユーカリ殖産自治会防災部
2	上志津二区自治会防災防犯部会
3	上志津三区町会自主防災会
4	上座区自主防災会
5	西志津さくら自治会自主防災会
6	中志津自治会一区防災会
7	中志津二区防災会
8	中志津三区防災会
9	中志津四区防災会
10	中志津五区防災会
11	中志津六区防災会
12	中志津七区防災会
13	井野町二区防災会
14	志津グリーンハイツ防災委員会
15	上志津一区自主防災会
16	西志津6丁目町内会自主防災会
17	上志津平和自治会自主防災会
18	ブライトアベニュー志津第一団地防災会
19	プレシオ・南ユーカリが丘自主防災組織
20	上座区・第四町会自主防災会
21	井野西一区自主防災委員会
22	井野西三区自主防災委員会
23	小竹区自主防犯防災会
24	上座第6町会自主防災
25	宮ノ台1丁目自主防災会
26	宮ノ台3・4・5丁目自主防災会
27	ユーカリが丘六丁目自治会自主防災組織
28	西志津町内会自主防災会
29	ユーカリが丘一丁目まちを守る会自主防災部会
30	西志津庚申会防災会
31	ユーカリが丘二丁目まちを守る会防災委員会
32	ユーカリが丘三丁目防災協議会
33	京成玉野自治会自主防災組織

34	井野西二区自主防災委員会
35	ユーカリが丘5丁目自主防災会
36	ユーカリが丘4丁目自主防災委員会
37	宮ノ台2丁目自治会自主防災組織
38	上志津原防災防犯委員会
39	西ユーカリが丘一丁目自主防災組織
40	南ユーカリが丘自主防災会
41	井野町一区自主防災会
42	ビオウイングユーカリが丘自主防災委員会
43	鉾住協自主防災組織
44	佐倉市西ユーカリひまわり会
45	志津住宅共助自主防災組織
46	ミライアタワー自主防災組織
47	西ユーカリが丘5丁目自治会自主防災組織
48	ローズタウン自治会自主防災組織
49	ユーカリが丘7丁目防災会

根郷地区（16 団体）

1	グリーンヒル佐倉防災対策本部
2	表町防犯防災協力会
3	佐倉市城区災害対策本部
4	馬渡区自主防災会
5	さくら山王自主防災組織
6	根郷角栄自治会自主防災会
7	クラッセ佐倉自主防災会
8	大崎台二丁目町内会自主防災会
9	松二自主防災会
10	松ヶ丘団地自治会自主防災組織
11	神門自治会自主防災組織
12	六崎区自主防災組織
13	石川追分自治会自主防災・防犯部会
14	藤治台自治会自主防災組織
15	寺崎区自主防災組織
16	春路自治会自主防災会

千代田地区（9 団体）

1	生谷自主防災会
2	畔田区自主防災会
3	染井野3丁目自主防災会
4	染井野1.2丁目自主防災会
5	染井野5丁目町内会自主防災会
6	染井野6丁目自主防災会
7	染井野7丁目自主防災会
8	吉見住民会自主防災組織
9	うすい南が丘自主防災組織

弥富地区（2 団体）

1	岩富区自主防災組織
2	坂戸区自主防災会

和田地区

—	—
---	---

全地区合計

合計 118 団体

資料編

1 5

その他

15 その他

15－1 気象庁震度階級関連解説表

資-15-2

15-1 気象庁震度階級関連解説表

1. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2. 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。

耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。

既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。

下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3. 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 5 6 年（1 9 8 1 年）以前は耐震性が低く、昭和 5 7 年（1 9 8 2 年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。

既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4. 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※ 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※ 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※ 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5. ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6. 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。